

第2次羽島市人権施策推進指針(案)

令和 年 月

羽 島 市

「はじめに」を掲載予定

目次

第1章 指針策定にあたって	1
1 指針策定の趣旨	1
2 指針の位置づけ	1
3 指針の推進期間	1
4 指針策定の背景(現状や課題)	2
第2章 基本的な考え方	9
1 基本理念等	9
2 基本的施策の方向性	10
3 施策の体系	12
第3章 分野別施策の推進	13
女性の人権	13
子どもの人権	19
高齢者の人権	27
障がい者の人権	35
部落差別(同和問題)	43
外国人の人権	47
感染症患者等に関する人権	53
インターネットによる人権侵害	57
多様な性に関する人権	63
働く人の人権	67

さまざまな人権	75
災害に起因する人権	75
犯罪被害者とその家族の人権	77
刑を終えて出所した人の人権	79
人身取引	81
北朝鮮当局による拉致問題	82
アイヌの人々の人権	83
ホームレスの人権	85

第4章 施策の推進にあたって	87
1 推進体制	87
2 進行管理	87

本指針の留意事項

- ・各ページ下部の脚注は、本文中の説明や本文で省略して記載した法律等の正式名称等を記載しています。
- ・「参考(背景)」で記載している条約、法律、啓発月間等については主なものを記載しています。
- ・各条約や法律等の末尾に記載している括弧書きは条約の採択年、または、法律等の制定年を記載しています。また、元号の「平成」は「平」、「令和」は「令」のように1文字目の漢字を記載しています。

第1章 指針策定にあたって

1 指針策定の趣旨

市では、平成30年3月に「羽島市人権施策推進指針」(第1次)を策定し、平成30年度を初年度とする令和4年度までの5年間で推進期間として各種施策に取り組んできました。

このような中、多様な人権問題が依然

として発生し、新たな人権課題が顕在化しています。

これまでの取り組みを引き継ぎながら、これらの人権状況や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな人権施策推進の指針を策定します。

2 指針の位置づけ

本指針は、羽島市における人権の各施策を推進するための基本的な考えや方向性を示したものです。

また、市の最上位計画である総合計画、各種関連計画や市まちづくり基本条例との整合及び連携を図るものとします。

3 指針の推進期間

本指針の推進期間は、令和5年度を初年度として、令和9年度までの5年間とします。

なお、推進期間内でも社会情勢の変化や上位・関連計画等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

4 指針策定の背景(現状や課題)

社会情勢など

価値観の多様化

文化、価値観やライフスタイル等が多様化している一方で、考え方の違いや固定的な概念に起因した不当な偏見や差別が

発生しており、一人ひとりの多様性を認め、尊重することが一層求められています。

新たな人権課題の顕在化

第1次指針策定以降、セクシュアリティ(性の在り方)に関連する人権や新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害など、社会の関心が高まった人権や新たな人権課題が顕在化しています。

また、スマートフォンの普及等により、いじめの様相の変化や SNS¹等による誹謗中傷が深刻化しています。

SDGs²の取り組みの推進

「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す SDGs の達成に向けた取り組みを推進していくことが求められています。また、SDGs が目指す姿は、人権尊重の理念とも重なることから、本指針においても SDGs の観点を踏まえ、各種取り組みを推進していくことが必要です。



¹ Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略
登録された利用者同士が交流できる web サイトの会員制サービス

² Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略
平成27年9月の国連サミットで採択された平成28年から令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

国の動向

人権に関連する法整備や改正

第1次指針策定以降、個別の人権問題への対応や社会的関心の高まり等を踏まえ、「こども基本法」等の制定、職場におけ

るハラスメントの防止対策を強化するための各種法律や侮辱罪の法定刑を引き上げる刑法の改正等が行われています。

市の動向

人権に関する各種取り組み等の推進

市では、人権に関する講演等を行う「人権を考える会」の開催や、各学校において人権感覚を高める「ひびきあい活動」など、人権に関する各種取り組みを行っています。また、市民総合相談室や子育て相談センター「羽っぴい」等を設置し、さまざま

な相談・支援に取り組んでいます。

人権問題が複雑・多様化している状況等を踏まえ、引き続き各種取り組みを推進するとともに、相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

市民を主体としたまちづくりの推進

市では、市民を主体としたまちづくりの実現を目的とした「羽島市まちづくり基本条例」(平成28年)を制定しています。

社会環境が大きく変化し、地域の個性と限りある資源を生かしたまちづくりが求

められている中、今後も市民参画や協働による市民主体のまちづくりを推進していくことが必要です。

市民意識調査

調査概要

調査の目的

人権に関する市民の意識や現状を把握し、第2次羽島市人権施策推進指針の策定に向けた基礎資料とするとともに、今後の人権施策の推進の参考とするため実施しました。

調査対象

18歳以上の市民1,200人(住民基本台帳から無作為に抽出)

調査方法

配布:郵送

回収:郵送又はインターネット回答

回収数等

572件(有効回答率47.7%)

郵送



431件

インターネット



141件

調査時期

令和3年8月

質問項目

問 1 ~ 5	人権全般	各人権に対する関心度や人権侵害の経験等
問 6 ~ 21	各人権	各人権問題の問題点等
問 22 ~ 27	人権教育・啓発	人権意識を高めるために必要なことなど
問 28 ~ 30	属性・その他	性別・年齢や自由記述

調査結果概要

人権教育

学校教育及び社会教育を通じた人権教育が必要

人権問題に対する理解や意識の醸成に必要なこととして、学校における人権教育の充実が求められています。

他方、人権は家庭や学校、地域社会、職場など、日常生活のあらゆる場面に関

係するため、発達段階やライフステージに応じた人権教育が必要です。

そのため、学校教育における人権教育の充実に加え、社会教育において人権教育に取り組むことが必要です。

人権啓発

対象者や課題に応じた人権啓発が必要

人権を身近に感じていない人が一定数いることから、人権問題を考える機会がない人や関心がない人への働きかけが必要です。

また、各人権の関心度にはばらつきが

見受けられます。

そのため、人権尊重の精神を醸成していくことや、各人権問題についての認識を深めるため、対象者や課題に応じた人権啓発が必要です。

人権意識の変化

人権施策の一層の推進が必要

人権に対する社会的な関心の高まりや各種取り組みを通じて、人権意識が高まっている一方で、人権意識の高まりを感じ

ていない人が一定数いることから、人権施策の一層の推進が必要です。

人権が侵害されたときの対応

相談窓口・相談機関の周知が必要

自分の人権が侵害されたと回答した人の半数以上が、「相談しても無駄と思った」「信頼できる相談先がなかった」などの理由から、黙って我慢したり、何も対応していませんでした。

そのため、人権が侵害された際の問題

解決に向け、迅速かつ的確に対応できるよう、国や県、関係機関、関係団体と連携して対応するとともに、相談窓口・相談機関の周知や相談しやすい環境の整備が必要です。

参考(背景など)

条約など

世界人権宣言(昭 23)

基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたったものです。

人種差別撤廃条約³(昭 40)

人権や基本的自由の平等を確保するため、人種や皮膚の色等に基づくあらゆる形態の人種差別を撤廃することを目的としたものです。

社会権規約⁴(昭 41)

労働、社会保障、生活、教育等の経済的、社会的及び文化的権利を保障する国際人権規約です。

自由権規約⁵(昭 41)

身体的自由と安全、移動の自由、思想・良心の自由、差別の禁止、法の下での平等などの市民的・政治的権利を保障するもので、社会権規約とともに国際人権規約の1つです。

拷問等禁止条約⁶(昭 59)

拷問を刑法上の犯罪とすることや、残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取り扱いや刑罰をなくすことを目的としたものです。

人権教育のための国連 10 年(平 6)

平成7年から16年までの10年間を期間とし、人権教育を通じて人権文化を世界に築くことを目的としたものです。

「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画(平 9)

「人権教育のための国連10年」に基づき、国内における施策を取りまとめたものです。

人権教育のための世界計画(平 16)

「人権教育のための国連10年」に続く取り組みとして決議されました。同計画では終了時限を設けずに期間ごとに行動計画を定めています。

³ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

⁴ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約

⁵ 市民的及び政治的権利に関する国際規約

⁶ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約

法律など**人権擁護委員法(昭24)**

人権相談や人権の普及活動等を行う「人権擁護委員」について定めたものです。人権擁護委員は法務大臣から委嘱された人です。

人権擁護施策推進法(平8)(時限立法⁷)

人権擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにしたものです。また、国が設置する人権擁護推進審議会について定めています。

人権教育・啓発推進法⁸(平12)

人権教育や人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体や国民の責務を明らかにし、必要な措置を定めたものです。

人権教育・啓発に関する基本計画(平14)

人権教育・啓発推進法に基づく計画で、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されたものです。

月間・週間・運動など**人権擁護委員の日**

時期:6月1日

人権擁護委員制度の周知を図るとともに、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的としたものです。

人権週間

時期:12月4日～10日

世界人権デーを最終日とする1週間を同週間とし、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけることを目的としたものです。

国際寛容デー

時期:11月16日

豊かな多様性に富む世界の文化、表現の手段、人間としての在り方を尊重し、受け入れ、享受することを目的とした国際デーです。

世界人権デー

時期:12月10日

昭和23年12月10日に、基本的人権尊重の原則を定めた「世界人権宣言」が採択されたことを記念した国際デーです。

⁷ 平成9年から14年までの5年間の時限立法

⁸ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

第2章 基本的な考え方

1 基本理念等

「人権」とは、人間の尊厳に基づいて、一人ひとりが持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。すべての人が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するため

には、自分の人権と同様に他人の人権も尊重することが重要です。

また、市まちづくり基本条例で掲げる「市民の参画・協働による市民主体のまちづくり」の実現に向けて、一人ひとりがお互いに多様な価値観を認め、人権を尊重することが必要です。

本指針では、第1次指針を継承しつつ、上記の人権尊重の理念や人権を取り巻く現状・課題を踏まえ、以下のとおり基本理念等を定め、人権施策に取り組みます。

基本理念（目指す姿）

一人ひとりの人権が尊重され、市民が主体のまちづくりの実現

大切にしたい視点（共有したい思い）

一人ひとりが自分を大切にし、一人ひとりのちがい(多様性)を認める

基本的施策（3つの柱）

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～

多様な主体との連携・協働～共に手を取り合う体制の強化～

2 基本的施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～

人権が尊重され、不当な差別や人権侵害がない社会を実現するためには、家庭や学校、地域等のあらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発を行うことが重要です。

人権教育は、ライフサイクルを踏まえて、学校教育と社会教育を通じて推進していきます。

また、人権問題を「自分ごと」として捉え、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも配慮した行動がとれるよう人権啓発を推進します。

施策の方向性

人権教育

学校教育における人権教育の推進

- ☑ 発達段階に応じて、人権尊重の意識を高め、自分や他人の大切さを認めることができる人権感覚を育成します。
- ☑ 多様な体験活動やさまざまな人と交流する機会の充実を図り、豊かな人間性や社会性を育成します。

社会教育における人権教育の推進

- ☑ さまざまな機会を捉えて、地域における人権教育を推進し、市民の人権意識の醸成を図ります。
- ☑ 保護者と子どもがともに人権感覚を身に付けることができるよう、家庭教育を推進します。

人権啓発

人権意識を高める機会の充実

- ☑ 各種媒体や行事など、さまざまな機会を捉えて人権啓発を行い、人権意識を高めます。

対象者や課題に応じた人権啓発の推進

- ☑ 世代や属性等に応じて、人権に対する理解を促進し、人権意識の醸成を図ります。

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～

市民の人権が侵害された際には、解決に向けた助言やさまざまな施策により、適切な支援につなげることが求められます。そのためには、安心して相談できる環境や相談窓口が認知されていることが必要です。また、迅速で確実な問題の解決と支援を行うことができるよう、関係機関と連携した相談・支援体制の充実を図ります。

施策の方向性

- | | |
|---|---|
| <p>相談窓口の周知と相談体制の充実</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 相談者が必要な相談を行うことができるよう相談窓口の周知を行うとともに、関係機関の相談窓口に係る情報提供を含め、相談体制の充実を図ります。</p> | <p>状況やニーズに応じた支援の充実</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 人権問題を抱える一人ひとりの状況やニーズが異なることを踏まえ、必要な支援を提供することができるよう、関係機関と連携した支援を推進します。</p> |
|---|---|

多様な主体との連携・協働～共に手を取り合う体制の強化～

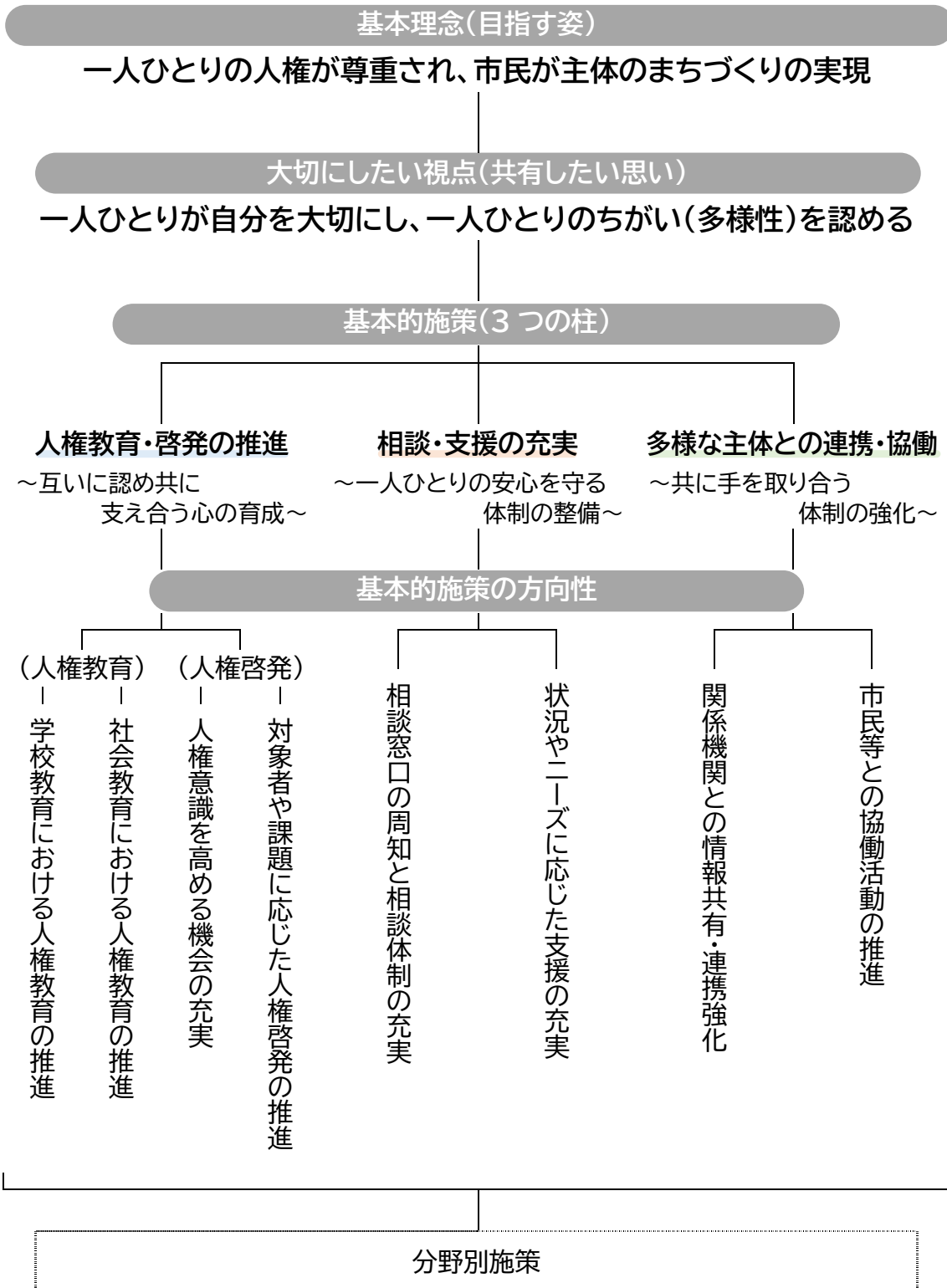
複雑・多様化する人権問題に対して、市内の連携をはじめ、国や県、関係機関、関係団体等との連携が重要です。

また、羽島市まちづくり基本条例では、「協働」をそれぞれの特性を理解し役割を認識したうえで、お互いに対等な立場として尊重し、補足し合いながら協力することと定義しています。市民主体の協働によるまちづくりの理念を共有し、誰もが暮らしやすく、世代を超えて心の通うまちづくりを推進します。

施策の方向性

- | | |
|---|--|
| <p>関係機関との情報共有・連携強化</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 人権侵害事案に対して、的確に対応することができるよう、関係機関との情報共有や連携強化を図ります。</p> | <p>市民等との協働活動の推進</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 市民等との協働を通じて、互いを尊重し認め合うことができるまちづくりを推進します。</p> |
|---|--|

3 施策の体系



第3章 分野別施策の推進

女性の人権

現状と課題

社会情勢などから

増加や深刻化が懸念されるDV(ドメスティック・バイオレンス)⁹

DV は、被害者を女性に限定したものではありませんが、被害者の多くは女性で、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。

被害者自身が被害と認識していない場合や被害を受けていることを言い出しにくい現状があることから、相談窓口の周知

や女性に対する暴力に関する認識の向上を図ることが必要です。

DV 相談件数は高水準で推移しているとともに、新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレス等から、DV の増加や深刻化が懸念されています。

深刻化が懸念される若年層の女性に対する性暴力

いわゆるアダルトビデオ出演被害問題や JK ビジネス¹⁰と呼ばれる営業により、児童が性的な被害に遭う問題が発生しています。成年年齢の引き下げに伴い、若

年層の性暴力被害の深刻化が懸念されており、若年層の性暴力被害を予防するための教育や啓発が必要です。

女性に対するさまざまなハラスメントが発生

セクシュアルハラスメント¹¹やマタニティハラスメント¹²は、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける行為です。これらの

ハラスメントに関する相談件数は依然として多い傾向にあります。

⁹ 明確な定義はないが、配偶者や恋人等の親密な関係にある者、かつて親密な関係にあった者から振られる暴力

¹⁰ 女子高生を JK と称して商品化し、性を売り物とする営業

¹¹ 性的な言動による嫌がらせ

¹² 妊娠、出産、育児休業の取得等を理由とする嫌がらせ

依然として残る固定的な性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方は変化しつつあるものの、固定的な性別役割分担の意識は家庭

や地域、職場など、さまざまな場で依然として残っており、このような意識を解消していく必要があります。

市の現状や取り組みなどから

男女共同参画プランを推進

市では「羽島市男女共同参画プラン」を策定し、性別に関わらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同

参画社会の実現を目指しています。引き続き、同プランに基づき、各種取り組みを推進していく必要があります。

関係機関と連携した対応が必要

DV には相談、保護、自立支援など、さまざまな面からの対応が必要です。また、DVと児童虐待は密接に関係しています。

市では「要保護児童対策及びDV対策地域協議会」において、関係機関と連携して児童虐待やDV等に対応しています。

市におけるDV相談件数は、微減傾向にあるものの、引き続き子ども家庭センターを中心とした相談体制の整備や周知のほか、関係機関と連携した対応が必要です。



市民意識調査結果から

ジェンダー¹³平等意識などの醸成を推進

市民意識調査の結果では、女性の人権に対する問題意識として、性別による差や固定観念を問題と捉えている人が多く、

男女共同参画の理念やジェンダー平等意識の醸成が求められています。

¹³ 生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

女性の人権を尊重する教育・啓発の推進

女性への暴力根絶に向けた啓発

- ☑ 女性に対するあらゆる暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育の推進や、暴力を許さない社会環境づくりに向けた啓発に努めます。

固定的役割分担意識の解消

- ☑ 家庭や学校、職場など、さまざまな場面において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消を推進します。

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

DV 等相談・支援体制の充実

相談体制の充実

- ☑ 相談窓口の周知や相談しやすい環境を整えるなど、相談体制の充実を図ります。

支援体制の充実

- ☑ 関係機関と連携・協力し、相談、保護、自立支援等を切れ目なく行うことができるよう体制の充実に努めます。

多様な主体との連携・協働～ともに手を取り合う体制の強化～ の視点

男女共同参画社会づくりの推進

子育て環境の充実

- ☑ ワーク・ライフ・バランス¹⁴やパートナー同士が協力して子育てを行うことができる社会づくりを推進します。

男女共同参画の推進

- ☑ 性別に関わらず、誰もが地域活動や地域づくりに参画することを推進するとともに、政策・方針決定の場における男女共同参画の視点を取り入れます。

関連する SDGs のゴール



¹⁴ 仕事と生活の調和

参考(背景など)

条約など

女子差別撤廃条約¹⁵(昭 54)

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。

法律など

男女雇用機会均等法¹⁶(昭 60)

募集、採用、配置、昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を目的としたものです。

配偶者暴力防止法¹⁸(平 13)

通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としたものです。配偶者には、事実婚を含みます。また、性別は問いません。

男女共同参画社会基本法(平 11)

男女共同参画社会の基本理念を明らかにし、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的としたものです。

女性活躍推進法¹⁹(平 27)

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的としたものです。事業主に対する行動計画の策定や支援措置等について定めています。

ストーカー規制法¹⁷(平 12)

ストーカー行為について必要な規制を行うとともに、その被害者に対する援助の措置等を定め、個人の身体や自由、名誉に対する危害の発生を防止することを目的としたものです。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平 30)

政治分野における男女共同参画を推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的としたものです。

¹⁵ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

¹⁶ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(勤労婦人福祉法(昭和47年制定)の一部改正により制定され、平成9年の改正により現在の法律名となる)

¹⁷ ストーカー行為等の規制等に関する法律

¹⁸ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

¹⁹ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令4)

日常生活や社会生活において困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、支援に関する必要な事項等を定めたものです。

月間・週間・運動など

若年層の性被害暴力被害予防月間

時期:4月

さまざまな性暴力被害の予防啓発、性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性等の啓発などを行うものです。

女兒とICTの国際デー

時期:4月の第4木曜日

女性のICT(情報通信分野)やSTEM(科学・技術・工学・数学分野)におけるジェンダー平等を促進する国際デーです。

男女共同参画週間

時期:6月23日～29日

男性、女性がともにそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」への理解と関心を高めることを目的としたものです。

AV出演被害防止・救済法²⁰(令4)

アダルトビデオ出演による被害発生や拡大防止、被害者救済を目的とし、出演者への性行為強要禁止などの基本原則や出演契約等に関する特則、相談体制の整備等を定めたものです。

国際寡婦の日

時期:6月23日

寡婦²¹が直面する貧困、排斥、暴力、日常生活における差別など、寡婦に対する認識を高めることを目的とした国際デーです。

国際ガールズ・デー

時期:10月11日

若年女性の権利や若年女性のエンパワーメント²²の促進を広く国際社会に呼びかけることを目的とした国際デーです。

農村漁村女性のための国際デー

時期:10月15日

農村漁村に住む女性の社会的・経済的な貢献を高く評価し、彼女たちが担う役割の重要性を再認識することを目的とした国際デーです。

²⁰ 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するための性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律

²¹ 配偶者のいない女子で、かつて配偶者のいない女子として児童を扶養していたことのある人

²² 個人としても社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること

女性に対する暴力をなくす運動

時期:11月12日～25日

女性に対する暴力に関する社会の意識啓発のほか、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的としています。

科学における女性と女児の国際デー

時期:2月11日

女性と女児が科学技術分野において果たす役割を認識し、評価することを目的とした国際デーです。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

時期:11月中旬～下旬

法務省の人権擁護機関で行われている専用相談電話「女性の人権ホットライン」に係る相談活動の強化を目的としたものです。

国際女性デー

時期:3月8日

女性が達成してきた成果を認識するとともに、女性の権利や政治的・経済的分野への参加に対する支援の促進を目的とした国際デーです。

女性の暴力撤廃の国際デー

時期:11月25日

女性への暴力の根絶を目指す国際デーです。また、この日から世界人権デーまでを「ジェンダー暴力と闘う16日間キャンペーン」としています。

女性裁判官の国際デー

時期:3月10日

司法機関で女性が十分かつ平等に参加し、司法活動への従事により自らの価値を示すことを目的とした国際デーです。

女性器切除の根絶のための国際デー

時期:2月6日

一部の国において根強く残る女性器の一部を切除する慣習についての認識を広め、その撲滅を促進する国際デーです。

農村漁村女性の日

時期:3月10日

農村漁村の女性が果たしている役割を認識するとともに、女性の能力を発揮する環境づくりを目指すことを目的としています。

子どもの人権

現状と課題

社会情勢などから

増加している児童虐待相談対応件数

児童虐待に関する相談対応件数は増加しているとともに、子どもの生命が奪われるなどの重大な児童虐待事件も後を絶たず、深刻な状況が続いています。

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、児童虐待防止は社会全体で取り組むべき

重要な課題です。

児童虐待防止には、妊娠や出産、子育てに関する相談がしやすい体制の整備や子育て支援サービスの充実等を通じた発生予防が大切です。

また、早期発見、適切な保護や支援のために、関係機関との情報共有や連携が重要です。

変化する子どもたちの状況やいじめの様相

いじめは人権侵害です。いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

近年では、スマートフォン利用の増加やGIGA スクール構想²³による1人1台端末の整備など、子どもたちを取り巻くインターネット環境も変化しています。このよう

な中、インターネット上のいじめは増加しており、外部から見えにくい・匿名性が高い性質から、いじめを認知しきれない点が懸念されています。

いじめは「絶対に許されない」という意識の醸成やいじめの早期発見はもとより、いじめの未然防止に向けて、学校と家庭、地域が連携し、子どもの豊かな人間性を育むことが重要です。

²³ 児童・生徒への1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、教育 ICT 環境を実現するもの

子どもの貧困問題は身近な社会問題

子どもの貧困²⁴は、子どもや親にその自覚がないことや、貧困の自覚があっても周囲の目を気にして支援を求められないことも多くあり、「見えにくい」と言われています。

また、貧困の背景には、さまざまな社会的要因があることや、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方もいまだ根深く存在しており、社会全体で子どもの貧困に対する理解を深める必要があります。

表面化しにくいヤングケアラー

ヤングケアラー²⁵は、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があります。

その背景には、核家族化の進展や家庭の経済状況の変化など、さまざまな要因があります。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケート

な問題であることや、本人や家族に自覚がないと言った理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。そのため、社会的認知度の向上や関係者の理解促進を図るとともに、福祉や介護、医療、教育等のさまざまな関係機関が連携して、切れ目のない支援を行うことが重要です。

市の現状や取り組みなどから

児童生徒のいじめの防止等に関する条例の制定

市では児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整えることを目的に「羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例」(令和3年)²⁶を制定しました。同条例に基づき、各学校では「いじめの防止等を推進する週間」を定め、児童生徒一人ひとりがいじめや人権の問題に目を

向け、真摯に向き合う学習や活動に取り組んでいます。

市におけるいじめ認知件数は減少していますが、認知件数の増減に関わらず、いじめ認知漏れがないよう引き続き、いじめ不登校対策専門員や関係機関と連携を図り、対応していくことが重要です。

²⁴ 18歳未満で相対的に貧困の状態にあること。相対的貧困は、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額(貧困線)を下回る状態

²⁵ 法律上の定義はないが、一般に、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

²⁶ 平成26年に制定した「羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例」の全部改正により「羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例」を令和3年に制定



市民意識調査結果から

相談体制の充実が必要

市民意識調査の結果では、子どもの人権として、いじめや児童虐待に対する問題意識が高い一方、児童虐待を発見した場合の対応として、どこ(誰)に知らせたら

よいか分からないとする回答が一定数あったことから、相談機関の周知など、相談体制の充実が必要です。



市民意識調査結果から

子どもの権利を理解し社会全体で子どもを育てていくことが必要

市民意識調査の結果では、子どもの個性や自主性を尊重する社会づくりや、家庭、学校、地域が連携した取り組みが、子どもの人権を守るために必要であるとの認識が高いことがうかがえます。

子どもが一人の人間として、また、権利

の主体として最大限に尊重されるよう、子どもの人権に関心と理解を深めていくとともに、社会全体で子どもを育てていく機運の醸成や取り組みを推進していくことが必要です。

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

- | | |
|---|---|
| <p>子どもの人権に関する啓発の推進</p> <p>☑ 子どもの人権尊重に対する市民への理解を深め、社会意識が醸成されるよう、子どもの人権に関する啓発を推進します。</p> | <p>子どもの人権に関する教育の推進</p> <p>☑ 子どもが自分や他者の権利を知り、尊重し合うことを学ぶことができるよう、子どもの人権に関する教育を推進します。</p> |
|---|---|

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

子どもの安心・安全を守る取り組みの充実

- | | |
|--|--|
| <p>児童虐待防止等の推進</p> <p>☑ 児童虐待発生予防や早期発見・早期対応に向けて、通告・相談機関の周知を図るとともに、関係機関で情報や考え方を共有し、連携した対応・支援を行います。</p> | <p>いじめ防止等の推進</p> <p>☑ いじめ等の問題を抱える子どもが安心して相談できるよう、学校における相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携して、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。</p> |
|--|--|

多様な主体との連携・協働～共に手を取り合う体制の強化～ の視点

子どもを取り巻く環境に対応した支援の充実

- | | |
|---|---|
| <p>子どもの居場所づくりの推進</p> <p>☑ 子どもやその家族が抱える困難な状況に対する理解促進を図るとともに、地域で安心して過ごすことができる子どもの居場所²⁷づくりに努めます。</p> | <p>さまざまなネットワークによる対応</p> <p>☑ 教育や福祉、保健など、さまざまな分野の関係機関が密接に情報共有等を行う「横のネットワーク」と、年齢階層で途切れることなく継続的な支援を行う「縦のネットワーク」による支援を推進します。</p> |
|---|---|

²⁷ 家でも学校でもなく自分の居場所と思えるような場所(子ども食堂や学習支援等)

多様な主体との連携・協働～共に手を取り合う体制の強化～ の視点

家庭や地域における青少年の健全育成の推進

青少年健全育成の推進

- ☑ 心豊かな人間性や社会性を身に付けた青少年を家庭、地域、学校等が共に育てていく地域ぐるみの青少年健全育成を推進します。

地域で支える子育ての推進

- ☑ 親子が身近な場所で気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供など、地域で支える子育てを推進します。

子どもを育む環境づくりの推進

- ☑ 地域における体験・交流活動や家庭教育の充実を図り、社会全体で子どもを育む環境づくりを推進します。

関連する SDGs のゴール



参考(背景など)

条約など

就業の最低年齢に関する条約²⁸(昭 48)

児童労働の廃止と若年労働者の労働条件の向上を目的としたものです。就業の最低年齢を義務教育終了年齢と決めました。

最悪の形態の児童労働条約²⁹(平 11)

18歳未満の児童による最悪の形態の児童労働³⁰の禁止と撤廃を確保するための即時の効果的な措置を求めるものです。

児童の権利に関する条約(平 元)

子どもを権利を持つ主体と位置付け、大人と同様に一人の人間としての人権を認めています。子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利の実現に必要な事項を規定しています。

法律など

民法(明 29)

令和4年の改正により、懲戒権規定が削除³¹され、監護や教育における子どもの人格を尊重する義務や体罰等の禁止等が規定されました。

児童買春・児童ポルノ禁止法³²(平 11)

児童の権利を著しく侵害する児童買春や児童ポルノに係る行為等の規制や処罰、被害児童の保護のための措置等を定めたものです。

児童福祉法(昭 22)

子どもの健やかな成長と最低限の生活を保障することを目的としたものです。児童が権利の主体であることが明記されています。

児童虐待の防止等に関する法律(平 12)

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防や早期発見等の国や地方公共団体の責務等を定めたものです。

²⁸ 就業が認められるための最低年齢に関する条約

²⁹ 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約

³⁰ ①児童の人身売買や強制労働などのあらゆる形態の奴隷労働や類似した行為、②売春、ポルノ製造、わいせつな演技のための児童の使用、斡旋、提供、③薬物の生産、取引など、不正な活動に児童を使用、斡旋または提供すること、④児童の健康、安全、道徳を害するおそれのある労働

³¹ 児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘がある「親権者は子どもの監護や教育に必要な範囲で子どもを懲戒することができる」規定について、児童虐待防止を図る観点から削除されたもの

³² 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

出会い系サイト規制法³³(平 15)

出会い系サイトの利用に起因する児童買春等から児童を保護し、児童の健全な育成を図ることを目的としたものです。

青少年インターネット環境整備法³⁴(平 20)

フィルタリング³⁵の利用促進等を通じて、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利擁護を図るものです。

子ども・若者育成支援推進法(平 21)

子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むことができるようにするための施策を推進することを目的としたものです。

子ども・子育て支援法(平 24)

一人ひとりの子どもが、健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としたものです。

いじめ防止対策推進法(平 25)

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害していることが明記されています。

子どもの貧困対策推進法³⁶(平 25)

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の状況にある子どもの健やかな育成と教育の機会均等を目的としたものです。

教育機会確保法³⁷(平 28)

個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援や、安心して教育を受けることができる環境の整備等を基本理念に掲げています。

成育基本法³⁸(平 30)

成育過程にある子どもや保護者、妊産婦に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を推進することを目的としています。

教員による児童生徒性暴力防止法³⁹(令 3)

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する施策を推進し、児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としたものです。

こども基本法(令 4)

子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されるなどの基本理念や、子ども施策の基本事項等を定めたものです。

³³ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

³⁴ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

³⁵ インターネット上の、子どもたちに見せたくない有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限する機能

³⁶ 子どもの貧困対策の推進に関する法律

³⁷ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

³⁸ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

³⁹ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

月間・週間・運動など

児童福祉週間

時期:5月5日～11日

子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について考える契機とし、児童福祉の一層の周知等を図るものです。

児童虐待防止推進月間

時期:11月

家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることを目的としたものです。

児童労働に反対する世界デー

時期:6月12日

子どもの権利を奪う児童労働の撤廃に向けた取り組みの必要性を訴えることを目的とした国際デーです。

子供・若者育成支援推進協調月間

時期:11月

子供・若者育成支援推進大綱を踏まえた子ども・若者育成支援に関する取り組みを、国民運動として総合的に展開する契機とするものです。

青少年の非行・被害防止全国協調月間

時期:7月

青少年の育成は社会全体で一体的に取り組む課題であることを踏まえ、青少年の非行・被害防止の理解を深めることを目的としています。

世界子どもの日

時期:11月20日

すべての子どもが生まれながらに持っている子どもの権利の認識向上や、子どもの福祉の向上を目的とした国際デーです。

国際青少年デー

時期:8月12日

青少年が社会のあらゆる分野に参加し、意見を反映させられる未来を目指すための国際デーです。

家族の日／週間

時期:11月第3日曜日／前後各1週間

子どもを家族が育み、家族を地域社会が支えることの大切さについて、理解を深めることを目的としたものです。

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

時期:8月下旬～9月上旬

法務省の人権擁護機関で行われている専用相談電話「子ども人権110番」に係る相談活動の強化を目的としたものです。

高齢者の人権

現状と課題

社会情勢などから

高齢化率の上昇や一人暮らし高齢者の増加

我が国の65歳以上の人口は、年々上昇する一方、15歳から64歳人口は平成7年をピークに減少しています。今後も総人口が減少する中で65歳以上人口が増加することにより、高齢化率は上昇を続け、

令和18年(2036年)には国民の3人に1人が65歳以上になると推計されています。また、65歳以上の一人暮らし高齢者は男女共に増加傾向にあります。

高齢者虐待は人権侵害であり身近な問題

高齢者虐待は重大な人権侵害です。また、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題で、身体的・心理的虐待や、家族等が本人に無断で財産を処分する経済的虐待等があります。

高齢者虐待の発生には、虐待者の性格や人格(に基づく言動)、介護疲れや介護ストレス、理解力の不足等や被虐待者の状況として認知症の症状など、さまざまな要因が挙げられます。

一方、虐待をしている養護者本人には虐待をしているという認識がない場合が多く、また虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう、知られたくないなどの思いがあるため、虐待の事実を訴えにくく、

家庭内における高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。

そのため、高齢者を取り巻くさまざまな関係者が高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候に気付くことが大切です。また、早期発見のために通報義務の周知や高齢者虐待・養護者支援に関する対応窓口の周知が必要です。

高齢者虐待の発生及び深刻化を防止する観点から、虐待防止に関する啓発や、在宅における一人暮らし高齢者等に対する地域での見守りに加え、養護者が地域で孤立することがないように、高齢者と同居する家族等の状況、適切な介入の必要性等の状況を把握し、必要に応じて適切に見守り等を行うことが必要です。

高齢者の被害が多い特殊詐欺⁴⁰

特殊詐欺は、医療費還付等の必要な手続きを装い現金を振り込ませるもの(還付金詐欺)や、親族等を装いさまざまな名目で現金を振り込ませるもの(オレオレ詐欺)など、さまざまな手口があり、高齢者を中

心に多額の被害が発生しています。

幅広い世代に対して被害を防止していく社会的機運の醸成や、高齢者と接する機会が多い団体や事業者等による注意喚起等を推進していくことが必要です。

地域包括ケアシステムの推進が必要

高齢化の進展に伴い、医療や介護の需要の増加が見込まれます。このような中、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療や介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供

される地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。

また、今後も認知症患者の増加が見込まれることから、地域での生活を支えるためにも地域包括ケアシステムの推進が重要となります。

年齢に関わらず活躍できる社会環境の整備が必要

高齢者の体力的年齢が若くなっていることや、社会との関わりを持つことへの意欲も高いことから、「高齢者を支える発想」とともに、多様な就業機会や勤務形態の確保など、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えることが必要

です。

また、高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じて、心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められています。

⁴⁰ 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む)の総称

市の現状や取り組みなどから

認知症への理解促進

認知症の人が、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現が求められています。

市では、認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めています。また、各種相談窓口の周

知や認知症カフェ⁴¹の運営を支援しています。

高齢社会の中で認知症に向けた取り組みが重要となる中、引き続き、認知症への社会の理解を深め、認知症高齢者を支え合う地域づくりの推進が必要です。

高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進

市では介護予防やフレイル⁴²予防等の各種取り組みを行っています。また、シルバー人材センターを通じた就労支援や老人クラブへの支援を通じた社会参加の促

進等に取り組んでいます。高齢期における健やかで心豊かな生活の支援に向けて、引き続き、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進していくことが必要です。



市民意識調査結果から

高齢者が安心して暮らすことができる取り組みを推進

市民意識調査の結果では、高齢者の人権に対する問題意識として、経済的な問題や消費者問題、活動・交流の場の不足を問題と捉えている人が多く、高齢者の

経済的な自立や安心していきいきと暮らすことができるための取り組みが求められています。

⁴¹ 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場

⁴² 健康な状態と要介護状態の中間の段階(フレイルは大きく以下の3種類に分類)

身体的フレイル:運動器の障がいや移動機能の低下や筋肉の衰え等

精神・心理的フレイル:高齢になり、定年退職やパートナーを失ったりすることで引き起こされる、うつや軽度の認知症状態等

社会的フレイル:加齢に伴い、社会とのつながりが希薄することで生じる、独居や経済的困窮の状態等

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進

高齢者の人権・福祉に関する啓発

- ☑ 地域全体で互いに支え合うことができる社会の実現に向けて、高齢者の人権や福祉について理解を深めることができるよう啓発に努めます。

学校教育等における教育・啓発

- ☑ 学校におけるボランティア活動や高齢者との交流等の体験活動等を通じて、子どもへの高齢社会の課題や高齢者に対する理解促進を図ります。

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

高齢者の権利擁護の推進

高齢者虐待防止等の推進

- ☑ 高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、相談・対応窓口の周知を図るとともに、虐待防止から個別支援に至る各段階において関係機関と連携し、高齢者や養護者、家族等に対する多面的な支援体制の充実に努めます。

認知症施策の推進

- ☑ 地域全体で認知症への理解を深め、認知症の人が尊厳を持ち、住み慣れた場所で暮らし続けることができる地域づくりの推進と、判断能力が十分でない人の権利の保護と意思決定の支援を推進します。

消費者被害防止等の推進

- ☑ 悪徳商法等の消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、幅広い情報提供を行うとともに、相談体制の確保や相談機関の周知を行います。

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

安心して暮らすことができる環境づくりの推進

相談体制の充実

- ☑ 地域包括支援センターにおける総合的な相談体制とともに、関係機関と連携し、身近な地域において気軽に相談できる体制の充実を図ります。

地域における見守り体制等の充実

- ☑ 関係機関と連携し、地域で高齢者を見守る体制づくりや支援体制の充実を図ります。

多様な主体との連携・協働～共に手を取り合う体制の強化～ の視点

高齢者の社会参加の促進・健幸づくりの推進

高齢者の社会参加の促進

- ☑ 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験等を生かし、社会を構成する重要な一員として活躍できるよう、就業機会の確保や地域・学習活動への参加支援等を通じて、高齢者の社会参加の促進を図ります。

健幸づくりの推進

- ☑ 生涯にわたり健やかで充実した生活を送ることができるよう、さまざまな機会を通じて、介護予防やフレイル予防、認知症予防等の健康づくりを推進します。

生きがいづくりの推進

- ☑ 身近な地域での活動の場や通いの場等を通じて、高齢者同士の交流の確保・充実や仲間づくりの機会の創出を図り、社会参加の促進や生きがいづくりを推進します。

関連する SDGs のゴール



参考(背景など)

条約など

高齢者のための国連原則(平 3)

自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の5つの領域における高齢者の地位について、普遍的な基準を設定したものです。

法律など

老人福祉法(昭 38)

高齢者福祉の原理を明らかにし、高齢者の心身の健康保持や生活の安定に係る措置を講じ、高齢者の福祉を図ることを目的としたものです。

介護保険法(平 9)

高齢者の医療費増大等を背景に、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みである介護保険を規定したものです。

高年齢者雇用安定法⁴³(昭 46)

定年の引き上げや継続雇用制度等による高年齢者の安定した雇用の促進等を図り、職業の安定等を図ることを目的としたものです。

高齢者住まい法⁴⁴(平 13)

高齢者の居住の安定の確保を図り、福祉の増進に寄与することを目的としたもので、サービス付き高齢者向け住宅事業等を規定しています。

高齢社会対策基本法(平 7)

あるべき高齢社会の姿を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本的方向を示すことにより、高齢社会対策を推進することとしています。

高齢者虐待防止法⁴⁵(平 17)

高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待防止とともに早期発見・早期対応の施策を促進することとしています。

⁴³ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律

⁴⁴ 高齢者の居住の安定確保に関する法律

⁴⁵ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

バリアフリー法⁴⁶(平 18)

高齢者や障がい者が肉体的・精神的に負担なく移動できるように、公共交通機関や建物等のバリアフリー化の促進を目的としたものです。

ユニバーサル社会実現推進法⁴⁹(平 30)

ユニバーサル社会⁵⁰の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としたものです。

成年後見制度利用促進法⁴⁷(平 28)

成年後見制度⁴⁸の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としたものです。

⁴⁶ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

⁴⁷ 成年後見制度の利用の促進に関する法律

⁴⁸ 認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人を支援するための法律上の制度

⁴⁹ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律

⁵⁰ 障がいの有無、年齢等に関わらず、国民一人ひとりが社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、国民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会(ユニバーサル社会実現推進法第2条第1項第1号)

月間・週間・運動など

世界高齢者虐待啓発デー

時期:6月15日

高齢者虐待に反対を表明するとともに、虐待防止のための取り組みを啓発することを目的とした国際デーです。

国際高齢者デー

時期:10月1日

高齢者の権利や高齢者に対する差別、高齢者虐待撤廃等の意識向上を目的とした国際デーです。

健康増進普及月間

時期:9月

生活習慣病の特性や個人の生活習慣の改善の重要性についての理解を深め、健康づくりの実践を促進することを目的としています。

高年齢者就業支援月間

時期:10月

事業主だけでなく広く国民に対して、高齢者の雇用問題についての理解と協力を得ることを目的としたものです。

世界アルツハイマーデー／月間

時期:9月21日／9月

アルツハイマー病等に関する認識を高め、世界の患者と家族に援助と希望をもたらすことを目的としています。

介護の日

時期:11月11日

介護についての理解と認識を深めることなどを目的に、高齢者や障がい者等に対する介護に係る啓発を重点的に実施する日です。

老人の日／週間

時期:9月15日／9月15日～21日

高齢者の福祉について関心と理解を深めるとともに、高齢者に対して自らの生活の向上に努める意欲を促すことを目的としています。

福祉人材確保重点実施期間

時期:11月4日～17日

福祉・介護サービスについての理解を深めるとともに、福祉人材の確保や定着を図ることを目的としています。

障がい者の人権

現状と課題

社会情勢などから

共生社会の実現が必要

障がいの捉え方は、「個人モデル」による従来の考え方から、「社会モデル」の考え方に発展しています。このような視点も踏まえ、すべての人が障がいの有無によ

り分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していく必要があります。

個人モデル	障がいを心身の機能の障がいだけに起因し、個人の問題として捉える考え方
社会モデル	障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいだけに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁によるものとする考え方

障がいを理由とする差別解消の推進が必要

障がいを理由とする差別については、一人ひとりの障がいに関する知識や理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられます。そのため、障がいに対

する関心と理解を深めるとともに、合理的配慮の提供⁵¹等の促進や障がいを理由とする差別の解消を妨げているさまざまな要因の解消を図るための啓発が必要です。

障がい者虐待防止の推進が必要

障がい者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障がい者の自立と社会参加にとって障がい者虐待の防止を図ることが極めて重要です。

障がい者への虐待は家族等の養護者、障がい者福祉施設の職員、障がい者を雇用する事業主などさまざま、身近な問題

でもあります。

障がいや障がい者虐待に関する正しい理解の普及を図ることなどによる未然防止、虐待の通告義務の周知や関係機関との連携・協力による早期発見・早期対応等が求められています。

⁵¹ 障がい者等から、社会にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること

さまざまなバリア（社会的障壁）が存在

障がい者が社会で直面するバリア（社会的障壁）には、大きく分けて以下のとおり4つあります。

これらのバリア解消に向けて、ハード・ソフト両面での取り組みを進めていくことが必要です。

— 4つのバリア(社会的障壁) —

物理的なバリア

公共交通機関や建物等において、利用者に移動面で困難をもたらすバリア

[例]

- ・狭い通路や急こう配の通路
- ・ホームと電車の隙間や段差 等

文化・情報のバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリア

[例]

- ・視覚に頼ったタッチパネル式のみのお操作盤
- ・音声のみによるアナウンス 等

制度的なバリア

社会のルールや制度によって、能力以前の段階で機会の均等を奪われるバリア

[例]

- ・学校の入試や就職における受験制限
- ・資格試験における資格の付与制限 等

意識上のバリア

周囲からの心無い言葉、偏見や差別、無関心など、障がい者を受け入れないバリア

[例]

- ・何をするか分からないから怖いという偏見
- ・かわいそうな存在という決めつけ 等

特別な支援を受ける児童生徒は増加傾向

少子化により学齢期の児童生徒数が減少する中、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒数は増加しています。

特別支援教育は、障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導や必要な支援を

行うことが求められています。

乳幼児健診等で発達上の課題やその疑いが見られる場合、早期から医療や療育との連携が有効です。また、卒業後の生涯学習や余暇活動の充実により、社会参加の促進や生活を豊かにする観点等から、就学前や卒業後も含め関係機関と連携して切れ目のない支援を行うことが重要です。

市の現状や取り組みなどから

障害者関連計画の推進が必要

市では、障害者基本法に基づく「羽島市障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「羽島市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「羽島市障害児福祉計画」を策定し、障がい者の自立と社会参加の促進、地域生活を支援するためのサービス基盤

等の整備の推進、障がい児サービス等の提供の円滑な実施に努めています。

障がいの重度化や高齢化等に伴い、福祉ニーズが多様化する中、引き続きこれらの計画に基づき、障がい福祉施策を推進していくことが必要です。

手で語ろう手話言語条例の制定

市では手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と普及の促進を図り、手話で意思疎通しやすい環境を構築し、全ての市民が共生する地域社会の実現を目的とした「羽島市手で語ろう手話言語条

例」(平成28年)を制定しました。今後も手話に対する市民の理解を促進し、手話の普及や手話を使用しやすい環境を整備するための施策を推進していくことが必要です。



市民意識調査結果から

バリア(社会的障壁)の解消に向けた取り組みを推進

市民意識調査の結果では、障がい者の人権に対する問題意識として、意識上のバリアや物理的なバリアのほか、就労における不利益な取り扱いを問題と捉えている人が多く、心のバリアフリー⁵²の推進や公共施設等におけるバリアフリー化の推

進が求められています。

また、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関する理解促進等の取り組みが求められています。

⁵² さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

障がい者の人権を尊重する教育・啓発の推進

障がい者に対する理解促進

- ☑ すべての市民が障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指して、障がい者に対する理解の促進に努めます。

障がいへの理解を深める教育の推進

- ☑ 障がいのある子どもや障がいのない子ども、地域の障がいのある人が触れ合い、交流する活動や共同学習を通じて、豊かな人間性の育成や相互に尊重し合う大切さを学ぶ契機とします。

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

障がい者の自立した暮らしを支える相談・支援の充実

障がい者虐待防止等の推進

- ☑ 障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、通報窓口の周知を図るとともに、虐待防止から個別支援に至る各段階において関係機関と連携し、障がい者や養護者、家族等に対する多面的な支援体制の充実に努めます。

相談支援体制の充実

- ☑ 障がい者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、基幹相談支援センターを中心に関係機関と連携して、障がいの種別やさまざまなニーズに対応した総合的・専門的な相談支援体制の充実に努めます。

意思決定支援の推進

- ☑ 成年後見制度⁵³を踏まえ、障がいにより、判断能力が十分でない人の権利の保護を推進します。

雇用促進・就労支援の推進

- ☑ 働く意欲がある障がい者が適性にに応じて能力を十分に発揮することができるよう、関係機関と連携して、多様な就労機会の確保に向けた支援や障がい者雇用の促進に向けた啓発に努めます。

⁵³ 認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人を支援するための法律上の制度

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

障がいのある子どもの学びや育ちの環境の充実

ニーズに応じた支援の充実

- ☑ インクルーシブ教育システム⁵⁴の理念を踏まえ、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援に努めるとともに、学習指導の充実に向けた体制づくりを推進します。

切れ目のない支援体制の充実

- ☑ 保健、福祉、医療等の関係機関と連携して、特別な支援を必要とする子どもへの就学前も含めた切れ目のない支援体制の充実を努めます。

多様な主体との連携・協働～共に手を取り合う体制の強化～ の視点

障がい者の社会参加の促進

多様な活動の場の充実

- ☑ 障がい者の日中活動を支援するため、創作的な活動や生産活動等の機会の提供のほか地域社会との交流促進など、多様な活動の場の充実に努めます。

バリアフリー等の推進

- ☑ 障がいの有無に関わらず、誰もが安心して生活することができるように、バリアフリーやユニバーサルデザイン⁵⁵に配慮した社会基盤整備のほか、情報アクセシビリティ⁵⁶の向上やコミュニケーション支援等の充実に努めます。

スポーツ・文化芸術活動等の推進

- ☑ 障がい者がスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会の拡充を図るとともに、障がい者スポーツの普及やレクリエーション活動を通じて、地域における交流等の充実に図ります。

関連する SDGs のゴール



⁵⁴ 障がい者がその能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にする目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み

⁵⁵ 障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方

⁵⁶ 必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑な意思疎通を図ることができるようにすること

参考(背景など)

条約など

障害者権利条約⁵⁷(平 18)

障がい者の人権や基本的人権の享受を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としたものです。

法律など

身体障害者福祉法(昭 24)

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助や保護等について定めたものです。

障害者雇用促進法⁵⁹(昭 62)

障がい者の職業の安定を図ることを目的とし、差別の禁止や合理的配慮の提供義務、障がい者の雇用義務等について定めています。

精神保健福祉法⁵⁸(昭 25)

精神障がい者の社会復帰の促進、自立と社会経済活動の参加促進のために必要な援助等について定めたものです。

障害者基本法⁶⁰(平 5)

障害者権利条約の理念を踏まえた障がい者の定義、障がい者の自立と社会参加の支援、障がい者差別の禁止等について定めています。

知的障害者福祉法(昭 35)

知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助や保護等について定めたものです。

身体障害者補助犬法(平 14)

身体障がい者が施設等の利用にあたり、盲導犬等を同伴できるようにするなどして、身体障がい者の社会参加等の促進を図るものです。

⁵⁷ 障害者の権利に関する条約

⁵⁸ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

⁵⁹ 障害者の雇用の促進等に関する法律(身体障害者雇用促進法(昭和35年制定)の改正により制定)

⁶⁰ 心身障害者対策基本法(昭和45年制定)の改正により制定

発達障害者支援法(平 16)

既存の障がい者福祉制度の谷間に置かれ、対応が遅れがちであった発達障がいの早期発見や発達支援について定めたものです。

バリアフリー法⁶¹(平 18)

高齢者や障がい者が肉体的・精神的に負担なく移動できるように、公共交通機関や建物等のバリアフリー化の促進を目的としたものです。

障害者虐待防止法⁶²(平 23)

障がい者に対する虐待の防止や養護者に対する支援等の取り組みを促進し、障がい者の権利利益の擁護を図ることを目的としています。

障害者優先調達推進法⁶³(平 24)

障がい者の経済的な自立を促進するため、行政機関等が障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することを定めたものです。

障害者総合支援法⁶⁴(平 25)

障がい者・児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を送るために、必要な支援等を定めたものです。

障害者差別解消法⁶⁵(平 25)

障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目的としたものです。

成年後見制度利用促進法⁶⁶(平 28)

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としたものです。

障害者文化芸術推進法⁶⁷(平 30)

文化芸術活動を通じた障がい者の個性や能力の発揮、社会参加の促進を図ることを目的としたものです。

ユニバーサル社会実現推進法⁶⁸(平 30)

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としたものです。

読書バリアフリー推進法⁶⁹(令 元)

障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにすることを目的としたものです。

⁶¹ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

⁶² 障害者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律

⁶³ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

⁶⁴ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年に制定された障害者自立支援法を改正)

⁶⁵ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

⁶⁶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律

⁶⁷ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

⁶⁸ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律

⁶⁹ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

医療的ケア児支援法⁷⁰(令3)

医療的ケア児やその家族に対する支援に関して、基本理念等を定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することを目的としたものです。

月間・週間・運動など

世界自閉症啓発デー

時期:4月2日

自閉症への理解促進を図ることを目的とした国際デーです。「癒し」や「希望」を表す青色を自閉症のシンボルカラーとしています。

発達障害啓発週間

時期:4月2日～8日

世界自閉症啓発デーから8日までを同週間とし、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解促進のために集中啓発を行います。

障害者支援雇用月間

時期:9月

事業主だけでなく広く国民に障がい者雇用の機運を醸成するとともに、障がい者の職業的自立支援を目的としています。

手話言語の国際デー

時期:9月23日

ろう者の人権が完全に保障されるよう、社会全体で手話言語についての意識を高めることを目的とした国際デーです。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法⁷¹(令4)

障がい者がさまざまな分野の活動に参加する上で重要となる、情報の十分な取得や円滑な意思疎通の取り組みの推進を定めたものです。

福祉人材確保重点実施期間

時期:11月4日～17日

福祉・介護サービスについての理解を深めるとともに、福祉人材の確保や定着を図ることを目的としています。

国際障害者デー

時期:12月3日

障がいに関わる課題への意識向上や、すべての人が参加できる社会がもたらす恩恵に焦点を当てることを目的とした国際デーです。

障害者週間

時期:12月3日～9日

障がい者福祉への関心と理解を深め、障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としたものです。

世界点字デー

時期:1月4日

コミュニケーション手段としての点字の重要性に対する認識を高めることを目的とした国際デーです。

⁷⁰ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

⁷¹ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

部落差別(同和問題)

現状と課題

社会情勢などから

部落差別(同和問題)は日本固有の人権問題

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形成された身分差別により、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強い

られ、同和地区と呼ばれる特定の地域出身であることなどを理由に、結婚の反対や就職等の日常生活の上で差別を受けるなどしている日本固有の人権問題です。

現在も存在する部落差別(同和問題)

昭和44年以降、同和対策に関する特別措置法に基づき、国を挙げてさまざまな対策を行ってきた結果、同和地区(被差別部落)における生活環境は大きく改善されました。

しかし、就職における差別をはじめ、差別発言や差別落書き、差別につながる身元調査など、現在もなお部落差別(同和

問題)は存在しています。

また、交際・結婚相手が旧同和地区出身者であるか否か気にするなど、心理面における偏見や差別意識も依然として残っており、部落差別(同和問題)に対する正しい理解の普及に向けた教育・啓発が重要です。

インターネットによる部落差別(同和問題)事案が増加

特定の地域を同和地区であるとする情報発信や特定の個人に対する誹謗中傷など、インターネットによる部落差別の事案が増加しています。一般的な興味や関心により部落差別に関する情報をインターネット上で閲覧した人であっても、インター

ネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をあおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられることもあり得ることから、プロバイダ⁷²等への削除要請など、関係機関と連携した適切な対応が必要です。

⁷² インターネット接続用の通信回線を提供する事業者

部落差別（同和問題）の解消を阻む「えせ同和行為」

機関紙や図書等の購入の強要、寄附金や賛助金の強要など、部落差別(同和問題)を口実にして、企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める「えせ同和行為」は、部落差別(同和問題)に対する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっており、部落差別(同

和問題)の解消を阻害するものです。

安易な妥協は、被害の拡大と差別の助長につながります。部落差別(同和問題)の解決に向けて、えせ同和行為に対して毅然とした態度で要求を拒否することが求められています。

市の現状や取り組みなどから

本人通知制度の運用

住民票の写し等を代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した本人に通知する本人通知制度を運用し、個人情報

の不正請求や不正取得の防止に努めています。



市民意識調査結果から

部落差別(同和問題)に対する認識を高めることなどが必要

市民意識調査の結果では、部落差別(同和問題)に対する問題意識や考え方として、「分からない」とする回答が最も多く、部落差別(同和問題)に対して認識を高めていくことが必要です。

また、部落差別(同和問題)が存在する

理由として、部落差別(同和問題)に対する無関心や無知等を挙げており、正しい理解を深め、部落差別(同和問題)解消への意識を醸成していくことが求められています。

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

部落差別(同和問題)の解消に向けた教育・啓発の推進

部落差別(同和問題)に関する啓発の推進

- ☑ 部落差別(同和問題)に対する偏見や差別の解消に向けて、部落差別(同和問題)への正しい認識と理解を深めるための啓発を推進します。

部落差別(同和問題)に関する教育の推進

- ☑ 学校教育における部落差別(同和問題)に関連する学習を通じて、人権感覚の育成や人権を守ろうとする意識、意欲、態度の向上等に努めます。

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

部落差別(同和問題)に関する相談体制の整備

相談しやすい環境の整備

- ☑ 市における人権相談の開催や法務局における人権相談等の周知を図り、相談しやすい環境の整備に努めます。

多様な主体との連携・協働～共に手を取り合う体制の強化～ の視点

部落差別(同和問題)への適切な対応

えせ同和行為の排除

- ☑ 部落差別(同和問題)に対する正しい認識と理解を深め、関係機関と連携して、えせ同和行為の未然防止に努めます。

人権侵害事案に対する対応

- ☑ 部落差別(同和問題)に起因する就職差別やインターネット上での差別等の人権侵害事案に迅速に対応できるよう、国の機関や県等との連携・協力を図ります。

関連する SDGs のゴール



参考(背景など)

法律など

同和对策事業特別措置法(昭 44)

同和問題を解決するために初めて国と地方公共団体の責務を定め、同和地区住民に対する不当な差別と偏見を排除し、社会的・経済的地位の向上を阻む諸要因を解消することを目的とした時限立法で、昭和57年3月に失効しました。同法では、地区内の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、地区住民の職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図るなどの措置が規定されました。

地域改善対策特別措置法(昭 57)

同和对策事業特別措置法の失効に伴い、同法を引き継ぐ新たな法律として制定された時限立法で、昭和62年3月に失効しました。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭 62)

地域改善特別措置法の失効に伴い、同法を引き継ぐ新たな法律として制定された時限立法です。同和对策特別措置法の施行から本法の失効まで33年間にわたり行われた特別対策としての同和对策事業はすべて終了しました。

部落差別解消推進法⁷³(平 28)

部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制等の充実などについて定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としたものです。

⁷³ 部落差別の解消の推進に関する法律

外国人の人権

現状と課題

社会情勢などから

在留外国人⁷⁴は増加傾向

日本全体における在留外国人は、リーマンショックや東日本大震災の影響による一時的な減少、その後の新型コロナウイルス感染症の影響による減少はあるものの増加傾向にあります。

また、留学生の日本企業への就職支援の強化や外国人材の受入れ促進等を背景に、外国人労働者や外国人労働者を雇用する事業所数も増加しています。

外国人児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒⁷⁵の増加

在留外国人数の増加に伴い、外国人児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒数は増加しています。

外国人児童生徒等は、来日の経緯や言語、宗教など、多様な背景があり、学校への適応や居場所の確保、不就学の問題な

ど、さまざまな課題に直面しています。

言語や文化の差から、学校での学びに困難を抱える場合も多く、これらに起因していじめが発生することがないように、外国籍の児童生徒等への理解促進を図ることが必要です。

⁷⁴ 中長期在留者と特別永住者の合計

⁷⁵ 日本語で日常会話が十分にできない児童生徒や日常会話ができても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒

外国人をめぐるさまざまな人権問題が発生

言語、宗教、文化、習慣等の違いから、就労における不当な取り扱いや外国人であることを理由にアパートへの入居を拒否されるなどの人権問題が発生しています。

また、いわゆるヘイトスピーチ⁷⁶についてインターネット上も含め、依然として行われています。ヘイトスピーチは、攻撃の対象となる人たちにとって、悲しみや恐怖、

不安感等を抱かせたり、人としての尊厳を傷つけたりするものです。ヘイトスピーチは許されるものではないという意識を社会に浸透させていくことが必要です。

学校、職場、地域など、社会のさまざまな場面における外国人に対する偏見や差別をなくしていくために、外国人の生活習慣や文化等の多様性を認めるとともに、互いの人権に配慮した行動が必要です。

多文化共生の取り組みを推進していくことが重要

外国人住民の増加や国籍の多様化、定住化の傾向、日本語指導が必要な児童生徒の増加や災害発生時に被災する外国人の増加など、外国人を巡る地域の状況は変化しています。このような中、外国人住民が地域住民とともに日常生活や社会生活を安心して送ることができる環境が

求められています。そのため、国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」の取り組みを推進していくことが重要です。

⁷⁶ 特定の国の出身者であることやその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動

市の現状や取り組みなどから

市における外国人人口は概ね横ばい

市における外国人人口は年により増減はあるものの、概ね1,100～1,400人台で推移⁷⁷しており、国籍別ではベトナム人

や中国人、フィリピン人、ネパール人、スリランカ人、韓国人が多い状況となっています。

関係機関と連携した取り組みを推進

市では、国際交流協会と連携して、日本語学習の支援や外国文化に親しむ活動に取り組んでいます。今後も外国人住民が増加することが予想される中、引き続き

き、関係機関と連携して、多文化共生に関する取り組みを推進していくことが必要です。



市民意識調査結果から

外国人への理解促進等が必要

市民意識調査の結果では、外国人の人権に対する問題意識として、外国人に対する理解が不十分であることや、地域社会で受け入れられにくいことを問題として

捉えている人が多く、外国人への理解促進や多文化共生に関する取り組みが求められています。

⁷⁷ 平成29年～令和4年(各年10月1日)

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

外国人の人権を尊重する教育・啓発の推進

外国人の人権に関する啓発の推進

- ☑ 文化、習慣や価値観等の違いから生じる外国人に対する偏見や差別をなくするための啓発を推進します。

国際理解教育の推進

- ☑ 学校教育において、異文化に対する理解や、異なる文化を持つ人々とともに協調して生きていく態度等を育成する国際理解教育を推進します。

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

関係機関と連携した相談・支援の充実

外国人に対する相談体制の整備

- ☑ 外国人住民が、地域生活で生じるさまざまな問題について相談できるよう、相談機関の周知等を図ります。

コミュニケーション支援の充実

- ☑ 関係機関と連携・協力して、日本語を学習する機会の提供や市役所窓口等におけるやさしい日本語を含めた多言語対応の体制整備に努めます。

多様な主体との連携・協働～共に手を取り合う体制の強化～ の視点

多文化共生に向けた環境づくりの推進

多文化共生に係る意識の醸成

- ☑ さまざまな違いを認め、誰もが地域社会の一人として安心して生活することができるよう、啓発等により多文化共生の地域づくりに係る意識の醸成に努めます。

多文化共生の場づくりの充実

- ☑ 多文化共生への理解が深まるよう、関係機関の支援や連携を通じて、異文化を学ぶ機会やさまざまな交流等の充実を図ります。

関連する SDGs のゴール



参考(背景など)

条約など

難民の地位に関する条約(昭 26)

難民の法的地位が包括的に定義され、難民の取り扱いに関する最小限の人道的基準を設定したものです。

人種差別撤廃条約⁷⁸(昭 40)

人権や基本的自由の平等を確保するため、人種や皮膚の色等に基づくあらゆる形態の人種差別を撤廃することを目的としたものです。

法律など

出入国管理及び難民認定法(昭 26)

日本に出入国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的としたものです。

ヘイトスピーチ解消法⁷⁹(平 28)

本邦外出身者(外国人)に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みを推進することを目的としたものです。

月間・週間・運動など

対話と発展のための世界文化多様性デー

時期:5月21日

文化の多様性の価値をより深く理解し、その保護と発展、文明間の対話を促進することを目的とした国際デーです。

外国人労働者問題啓発月間

時期:6月

労働条件等のルールにのっとった外国人の雇用、外国人労働者の雇用維持や再就職援助等の周知や啓発を目的としたものです。

共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間

時期:6月

共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用の推進や不法就労防止に関する啓発を目的としたものです。

ヘイトスピーチと闘う国際デー

時期:6月18日

多様性と包摂性の尊重をさらに促進することでヘイトスピーチを阻止し、終わらせるために行動を呼びかける国際デーです。

⁷⁸ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

⁷⁹ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

世界難民の日

時期:6月20日

難民の保護と支援に対する世界的な関心を高め、国連機関等による活動に理解と支援を深めることを目的とした国際デーです。

アフリカ系の人々の国際デー

時期:8月31日

世界中に散らばるアフリカ系の人々に対するあらゆる形態の差別を終わらせることを目的とした国際デーです。

ネルソン・マンデラ国際デー

時期:7月18日

アパルトヘイト政策⁸⁰の撤廃に尽力したネルソン・マンデラの誕生日で、他者に尽くすための時間を取ることで、自分たちが暮らし働くコミュニティに変化をもたらすよう行動を呼びかける国際デーです。

国際人種差別撤廃デー

時期:3月21日

南アフリカにおけるアパルトヘイト政策に反対するデモ行進で警官隊の発砲による死亡事件（昭和35年3月21日）が発生したことを踏まえて制定された国際デーです。

⁸⁰ 南アフリカ共和国が1948年から1990年代初めまで実施した、法によって定められた人種隔離と差別の制度

感染症患者等に関する人権

現状と課題

社会情勢などから

感染症に関するさまざまな人権問題が発生

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)、肝炎、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症など、感染症に対する知識や理解の不足から、

日常生活、職場、医療現場など、社会生活のさまざまな場面で、差別やプライバシー侵害等の人権問題が発生しています。

HIV やエイズに関する正しい知識と理解が必要

HIV は、性的接触に留意すれば、日常生活中で感染する可能性はほとんどありません。また、治療法の進歩により、仮にHIV に感染したとしても、早期発見・早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができます。

しかし、正確な情報が十分には伝わっ

ておらず、原因不明で有効な治療法がなく死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合が少なくありません。そのことが、感染を心配する人たちを検査や治療から遠ざけ、偏見や差別を招く一因となっていることから、HIV に対する正しい知識と理解が必要です。

肝炎に関する正しい知識と理解が必要

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気で、多くはB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するものです。B型、C型肝炎ウイルスに感染した後、そのまま放置すれば、慢性化して肝炎になり、肝硬変や肝がんといった重篤な疾患へと進行する恐れがありますが、適切な治療により、進行を抑えることがで

きます。

普段の生活の中で感染することはありませんが、十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルス感染者や患者も少なくないため、正しい知識を普及し、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのように行動すべきかを考え、学ぶことが重要です。

ハンセン病に関する正しい知識や回復者等が置かれている現実の理解が必要

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる感染症ですが、「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気です。仮に感染したとしても発病することは極めてまれで、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。

しかし、日本における過去の施設入所

政策により、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者や回復者、その家族は、社会からのいわれのない偏見や差別の対象となってきました。今もなお社会に残る偏見や差別を解消するためには、ハンセン病問題に関する正しい知識と、回復者やその家族が置かれている現実を理解することが必要です。

新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報の入手が必要

新型コロナウイルス感染症に関して、さまざまな偏見や差別が発生しています。

新たな情報等が日々変化する中、新型

型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報に基づく行動が必要です。

— 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の例 —

感染者やその家族に対する偏見や差別（氏名や行動の特定・公表等）

医療従事者等やその家族に対する偏見や差別（サービスの提供拒否や行事への参加拒否等）

思い込みや過剰な反応による偏見や差別（感染者と同地域の居住を理由とするものなど）

新型コロナワクチンの接種を受けていない人への偏見や差別（退職の勧告や接種の強制等）

市の現状や取り組みなどから



市民意識調査結果から

感染症に関する正しい知識の普及や啓発の推進が必要

市民意識調査の結果では、感染症患者等の人権に関する問題意識として、偏見や誹謗中傷のほか、不当な差別的取り扱いを問題として捉えている人が多く、感染

症に対する正しい知識の普及や感染症患者やその家族等が不当な差別を受けないようにするための啓発が求められています。

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

感染症に関する正しい知識の普及や理解の促進

感染症に関する啓発の推進

- ☑ 感染症患者等に対する偏見や差別をなくすため、感染症に関する正しい認識や理解を深める啓発を推進します。

感染症に関する教育の推進

- ☑ 学校教育等を通じて、感染症に関する正しい知識を普及し、感染症に関連した人権に対する意識の醸成を図ります。

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

感染症患者等の安心を守る相談体制の整備

感染症に関する相談体制等の充実

- ☑ 感染症に関する不安や悩みに対応する相談機関の周知や支援体制の情報提供等を通じて、必要な相談・支援につなげます。

多様な主体との連携・協働～共に手を取り合う体制の強化～ の視点

感染症予防等の推進

早期発見・早期治療の推進

- ☑ 早期発見・早期治療に関する情報提供等について、関係機関と連携・協力した取り組みを推進します。

関連する SDGs のゴール



参考(背景など)

法律など

らい予防法(昭28) 平成8年に廃止

すべてのハンセン病患者の隔離を目指した「癩予防法」を改正したもので、特効薬が開発されたものの患者隔離は続けられました。

肝炎対策基本法(平21)

肝炎患者等の人権尊重や肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮した肝炎対策の推進を目的としています。

感染症法⁸¹(平10)

感染症予防やまん延防止を目的とし、感染症患者等が置かれている状況を深く認識し、人権を尊重した施策の推進を基本理念としています。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24)

令和3年の改正により、新型コロナウイルス感染症等に関する偏見や差別を防止するための規定(啓発活動等の実施等)が設けられました。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平20)

ハンセン病患者であった人たちやその家族の名誉回復等のための措置により、ハンセン病問題の解決の促進を図るため制定されたものです。

月間・週間・運動など

HIV 検査普及週間

時期:6月1日～7日

HIV 検査の利用機会の拡大や検査・相談体制に係る情報提供など、HIV 検査の普及や浸透を図ることを目的としたものです。

日本肝炎デー／肝臓週間

時期:7月28日／7月28日を含む1週間

肝炎の病態や知識、予防、治療に係る正しい理解が進むよう普及や啓発を行い、肝炎ウイルス検査の受検を促進するものです。

世界肝炎デー

時期:7月28日

世界的レベルでのウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図るための国際デーです。

世界エイズ・デー

時期:12月1日

世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的とした国際デーです。

⁸¹ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

インターネットによる人権侵害

現状と課題

社会情勢などから

インターネットやスマートフォン、SNS⁸²の普及

インターネットは、その普及とともに、さまざまな分野にサービスが浸透しており、多くの人にとってなくてはならない手軽で身近なコミュニケーションツールとなって

います。

また、スマートフォンの普及やモバイル端末によるインターネット利用の拡大、SNSの普及が進んでいます。

子どもを取り巻くインターネット利用環境等の変化

動画投稿・共有サイトの利用、オンラインゲームの利用やSNSの利用など、子どもにとってもインターネットは身近なものとなっています。また、GIGAスクール構想による1人1台端末の整備やオンラインを活用した授業の実施など、学習面でのインターネットの活用が増えています。

他方、インターネット利用者の低年齢化やインターネット利用時間の長時間化が

問題視されています。また、さまざまなサービスや機器の出現等により、子どもが安全に安心してインターネットを活用するために必要なリテラシー(能力)は多様化しています。

このようなことから、家庭における適切な生活習慣の定着やインターネットを適切に活用する能力の向上が求められています。

⁸² Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略
登録された利用者同士が交流できる web サイトの会員制サービス

インターネットによる人権侵害問題は深刻化

インターネットの普及に伴い、匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷や差別を助長する表現の掲載、個人情報等の無断掲載等のプライバシーの侵害など、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。

また、小・中学生等の青少年のインターネット利用の増加に伴い、SNS 等を利用した誹謗中傷や違法ダウンロードなど、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。

SNS に起因した児童ポルノや児童買春等の被害児童数が高い水準で推移していることや、インターネット上のいじめの増加など、インターネットによる人権侵害問題は深刻化しています。

これらの状況を踏まえ、インターネット利用者等に対する人権に関する正しい理解を深めるための啓発やインターネットを適切に活用する能力を高める取り組みが必要です。

市の現状や取り組みなどから



市民意識調査結果から

情報モラル⁸³の意識向上等を図ることが必要

市民意識調査の結果では、インターネットによる人権侵害に対する問題意識として、悪意ある書き込みや個人情報の流出、子どもがインターネットトラブルの当事者

(被害・加害の両面)になることを問題と捉えている人が多く、情報モラルの意識向上やインターネットリテラシー⁸⁴の向上を図ることが必要です。

⁸³ 情報社会で適正な活動を行うための基になる考えと態度

⁸⁴ インターネットを正しく理解し、自分で情報選択を行うことができる力

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

インターネットによる人権侵害防止に係る教育・啓発の推進

市民への啓発の推進

- ☑ 個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識・理解を深め、インターネット利用における人権意識を高める啓発を推進します。

情報教育の推進

- ☑ 子どもが自律して主体的にインターネットを利用することができるよう、学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成(デジタル・リテラシー教育)に努めます。

家庭への啓発の推進

- ☑ 保護者に対して、SNS 等の利用上のリスクやインターネット利用上のトラブルの現状等について周知し、情報モラルに対する意識向上を図ります。

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

必要な相談・支援につなげる体制の整備

相談機関の周知等の充実

- ☑ インターネットによる人権侵害を受けた場合の相談機関やインターネット上の問題に係る相談機関の周知、情報提供等を通じて、必要な相談・支援につなげます。

多様な主体との連携・協働～共に手を取り合う体制の強化～ の視点

安心・安全なインターネット利用の促進

ペアレンタルコントロール⁸⁵の推進

- ☑ 家庭における適切な生活習慣の定着やインターネットの利用に関する親子のルールづくりなど、家庭における取り組みを推進します。

デジタルデバイド⁸⁷解消の推進

- ☑ 情報通信機器の利用状況に世代間格差が見られることを踏まえ、関係機関と連携して、主に高齢者を対象としたデジタルデバイド解消に向けた取り組みを推進します。

フィルタリング⁸⁶の利用促進

- ☑ 関係機関と連携して、インターネット上の違法・有害情報から子どもを守るために有効なフィルタリングの利用促進を図ります。

関連する SDGs のゴール



⁸⁵ 保護者が子どものライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること

⁸⁶ インターネット上の、子どもたちに見せたくない有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限する機能

⁸⁷ 情報通信技術(特にインターネット)の恩恵を受けることのできる人とできない人との間に生じる経済格差

参考(背景など)

法律など

刑法(明 40)

インターネット上の誹謗中傷の社会問題化を背景に、令和4年の改正において侮辱罪の法定刑の引き上げが行われました。

著作権法(昭 45)

著作物等に関する著作者等の権利の保護を目的とし、違法ダウンロードにより著作権等の侵害行為に対する罰則等を規定したものです。

特定商取引に関する法律(昭 51)

インターネット等による通信販売等を対象に、事業者が守るべきルールとクーリング・オフ⁸⁸等の消費者を守るルール等を定めたものです。

児童買春・児童ポルノ禁止法⁸⁹(平 11)

児童の権利を著しく侵害する児童買春や児童ポルノに係る行為等の規制や処罰、被害児童の保護のための措置等を定めたものです。

不正アクセス禁止法⁹⁰(平 11)

不正アクセス行為や、不正アクセスにつながる ID やパスワード等の不正取得等の禁止を定めたものです。

プロバイダ責任制限法⁹¹(平 13)

インターネット上で権利侵害が発生した場合に、被害者側が発信者情報の開示を請求できる権利等を定めたものです。

特定電子メール法⁹²(平 14)

利用者の同意を得ずに広告や宣伝、勧誘等を目的とした電子メールを送信する際の規定を定めたものです。

出会い系サイト規制法⁹³(平 15)

出会い系サイトの利用に起因する児童買春等から児童を保護し、児童の健全な育成を図ることを目的としたものです。

⁸⁸ 契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みの撤回や契約の解除ができる制度

⁸⁹ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

⁹⁰ 不正アクセス行為の防止等に関する法律

⁹¹ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

⁹² 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

⁹³ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

青少年インターネット環境整備法⁹⁴(平 20)

フィルタリングの利用促進等を通じて、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利擁護を図るものです。

リベンジポルノ防止法⁹⁵(平 26)

私的に撮影された性的画像等の無断掲載など、個人の名誉や私生活の平穩の侵害による被害の発生や拡大の防止を目的としたものです。

月間・週間・運動など**青少年の非行・被害防止全国協調月間**

時期:7月

令和元年度以降に設けられた最重要課題には、インターネット利用に係る子どもの犯罪被害の防止等が掲げられています。

セーファーインターネットデー

時期:2月第2火曜日

インターネットやSNSにおけるいじめやトラブルなど、その時々における重要な課題について教育や啓発が行われます。

春のあんしんネット・新学期一斉行動

時期:2月～5月

青少年がインターネット上の犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンやSNSを安全に利用できるようにすることを目的とした啓発等に取り組むものです。

⁹⁴ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

⁹⁵ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止等に関する法律

多様な性に関する人権

現状と課題

社会情勢などから

性の在り方は多様であることを理解することが必要

性にはさまざまな要素があり、その要素の組み合わせにより、多様なセクシュアリティ(性の在り方)が形作られています。

性の在り方は多様で、個人の尊厳に関わる大切な問題であることから、多様な性について理解を深めることが必要です。

— セクシュアリティ(性の在り方)の主な構成要素 —

生物学的性(身体の性)

性染色体や内性器・外性器の状態等から決定される性

性自認(心の性)

自己の性をどのように認識しているかを示す概念

性的指向(好きになる性)

人の恋愛・性愛がどういう対象(異性・同性・両性等)に向かうかを示す概念

性別表現(表現する性)

服装、しぐさや言葉遣い等

カミングアウトの強制は不適切

性的指向や性自認等を理由に、社会で偏見の目にさらされ、職場での不当な取り扱いや学校でのいじめ等の差別が発生しています。

このような中、自分の性的指向や性自認を他者に伝える「カミングアウト」について、偏見や差別を恐れて打ち明けることが

できない当事者もいます。カミングアウトは、本人の自由意志によるべきであり、カミングアウトの制止やカミングアウトの強制は不適切です。また、カミングアウトを受けた場合は、落ち着いて話を聞き、受け止めることが必要です。

アウトティングは人権侵害

本人の同意なく、当事者の性的指向や性自認に関する情報を第三者に暴露する

「アウトティング」は、当事者を傷つける行為で人権侵害に当たります。

表現には注意が必要

性的指向や性自認を表現する言葉はさまざまですが、「ホモ」「おかま」「オネエ」「レズ」といった表現は、当事者に対する蔑称とされており、悪意がなくても当事者

にとっては侮辱されたと感じることもあるため、正しい認識と適切な表現が必要です。

エルジービーティーキュープラス LGBTQ+

性的指向や性自認の例である言葉の頭文字をとり、多様な性を持つ人を表した言葉です。

- ㊦ レズビアン(女性同性愛者)
- ㊦ ゲイ(男性同性愛者)
- ㊦ バイセクシャル(両性愛者)
- ㊦ トランスジェンダー(身体の性と心の性が一致しない人)
- ㊦ クエストヨニング(自らの性のあり方についてわからない人や決めていない人)
- クィア(既存の性のカテゴリに該当しない人の総称)
- ㊦ その他、さまざまなセクシュアリティがあるとの意味合いを込めたもの

ソジエスク SOGIESC

セクシュアリティの主要要素である言葉の頭文字をとった言葉です。

- Sexual Orientation(性的指向)
- Gender Identity(性自認)
- Gender Expression(性別表現)
- Sex Characteristics(生物学的性)

※LGBTQ や LGBTs, SOGI や SOGIE など、範囲等により表現はさまざまです。また、SOGI は「ソジ」のほか「ソギ」とも発音します。

市の現状や取り組みなどから



市民意識調査結果から

多様な性に関する理解促進が必要

市民意識調査の結果では、多様な性に関する人権に対する問題意識として、社会的な理解が不十分なことにより、偏見や差別が発生していることを問題と捉えて

いる人が多く、多様な性に関して正しい理解を深めるための取り組みが求められています。

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

多様な性に関する理解を深める教育・啓発の推進

多様な性に関する啓発の推進

- ☑ 多様な性に関する正しい知識の普及と理解を深めるための啓発を推進します。

多様性を尊重する教育の推進

- ☑ 学校教育や家庭教育において、一人ひとりの違いを認め、自他を尊重する態度の育成に努めます。

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

安心して相談できる体制の整備

多様な性に対する相談体制の整備

- ☑ 正しい認識のもとに、性的指向や性自認等に関する相談に対応するとともに、相談機関の周知等に努めます。

多様な主体との連携・協働～共に手を取り合う体制の強化～ の視点

多様な性を踏まえた適切な対応の推進

多様な性に関連する情報の提供

- ☑ 多様な性に関する理解促進と適切な対応が図られるよう、事業所や学校等への各種情報の提供に努めます。

関連する SDGs のゴール



参考(背景など)

条約など

国際疾病分類第10版(平2)

同性愛が国際疾病分類から除外されました。また、性的指向そのものは障害とはみなされない旨の注釈が付されました。

国際疾病分類第11版(令元)

性同一性障害が「精神障がい」の分類から除外され、新たに「性の健康に関連する状態」という分類の中の「性別不合」に変更されました。

法律など

性同一性障害特例法⁹⁶(平15)

特定の要件を満たす性同一性障がい者が、家庭裁判所の審判により、法令上の性別の取り扱いと戸籍上の性別記載を変更できることを定めたものです。

労働施策総合推進法⁹⁷(平30)

令和元年の改正に基づく指針において、性的指向や性自認に関する侮辱的な言動等はパワーハラスメントに該当する例として明記されました。

月間・週間・運動など

国際反ホモフォビア・トランスフォビア・バイフォビアの日

時期:5月17日

平成2年同日に、世界保健機関(WHO)が同性愛を国際疾病分類から除外したことを記念して制定された日です。日本では「多様な性YESの日」とされています。

⁹⁶ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

⁹⁷ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(雇用対策法(昭和41年制定)の改正により制定)

働く人の人権

現状と課題

社会情勢などから

ハラスメント⁹⁸は人権に関わる許せない行為

職場におけるハラスメントは、職務上の地位等の優位性を背景としたもの、性的な言動によるもの、妊娠や出産等を理由とするものなどさまざまです。

いずれのハラスメントも働く人の能力発揮を妨げ、個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなどの人権に関わる許されない行為です。

パワーハラスメントは社会問題として顕在化

パワーハラスメントは、職務上の地位や人間関係等の職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、働く人に精神的・身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる行為で、主に以下の6つに分類されます。また、個の侵害には、多様な性等に関するアウティングも該当

すると考えられています。

パワーハラスメントは近年、都道府県労働局や労働基準監督署等に設けた総合労働相談コーナーに寄せられる「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が増加を続けるなど、社会問題として顕在化しています。

— パワーハラスメントの代表的な類型 —

1.身体的な攻撃	暴行・傷害
2.精神的な攻撃	脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
3.人間関係からの切り離し	隔離・仲間外し・無視
4.過大な要求	業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制等
5.過少な要求	能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることなど
6.個の侵害	私的なことに過度に立ち入ること

⁹⁸ 嫌がらせやいじめを表す言葉

セクシュアルハラスメントは性別に関わらず、加害者にも被害者にもなる問題

セクシュアルハラスメントは、以下の2つに該当するハラスメントをいいます。

セクシュアルハラスメントは性別に関わらず、加害者にも被害者にもなり得ます。また、異性に対するものだけでなく、同性に対する性的な言動も該当します。

対価型セクシュアルハラスメント

働く人の意に反する性的な言動に対する労働者の対応(拒否や抵抗)により、働く人が解雇、降格、減給等の不利益を受けること

セクシュアルハラスメントの原因や背景には、「男らしい」「女らしい」など、固定的な性別役割分担意識に基づいた言動もあると考えられるため、このような言動をなくしていく必要があります。

環境型セクシュアルハラスメント

働く人の意に反する性的な言動により、働く人の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなどの就業する上で看過できない程度の支障が生じるもの

女性だけの問題ではない妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントは、マタニティハラスメント(働く女性に対するもの)、パタニティハラスメント(働く男性に対するもの)、ケアハラスメント(働きながら介護を行う人に対するもの)とも呼ばれており、以下の2つに該当するハラスメントをいいます。

制度等の利用への嫌がらせ型

妊娠・出産・育児・介護に関する制度等の利用に関する言動により、就業環境が害されるもの(不当な取り扱いの示唆や嫌がらせ等)

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの原因や背景には、関連する制度等を利用しにくい職場風土や制度等の利用ができることへの周知が不十分であることが考えられ、これらを解消する必要があります。

状態への嫌がらせ型

妊娠・出産したことや、妊娠・出産に関する言動により、就業環境が害されるもの(不当な取り扱いの示唆や嫌がらせ等)

ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)⁹⁹の促進が必要

働く人の人権について、ハラスメント以外にも長時間労働、雇用形態や就業形態による待遇差、ワーク・ライフ・バランス¹⁰⁰

の阻害等が問題となっており、働く人の権利が保障されるとともに尊重される職場環境の整備が必要です。

市の現状や取り組みなどから

ハラスメント防止を推進

羽島市役所では、各種ハラスメントを防止するために職員が遵守すべき事項や、各種ハラスメントに起因する問題に関する雇用管理上の措置等を定めた市職員のハラスメント防止に向けた指針やマニュアル

を策定しています。これらを通じて、安心、安全かつ透明性があり活気のある職場としての市役所やまちづくりを目指しています。



市民意識調査結果から

労働に関するさまざまな問題に対する啓発が必要

市民意識調査の結果では、働く人の人権に対する問題意識として、雇用形態による待遇差、長時間労働によるワーク・ライフ・バランスの阻害、パワーハラスメント

を問題と捉えている人が多く、働く人の人権が尊重されるよう、さまざまな観点からの啓発が求められています。

⁹⁹自由、公平、安全と人間としての尊厳を条件とした、全ての人のための生産的な仕事

¹⁰⁰ 仕事と生活の調和

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

働く人の人権を尊重する教育・啓発の推進

働く人の人権に関する啓発の推進

- ☑ 各種ハラスメントの防止など、働く人の人権が尊重され、ディーセント・ワークが促進されるよう啓発を推進します。

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

必要な相談支援につなげる体制の整備

相談機関の周知等の充実

- ☑ 働く人の人権に関わる相談機関の周知や情報提供等を通じて、必要な相談・支援につなげます。

多様な主体との連携・協働～共に手を取り合う体制の強化～ の視点

安心して働くことができる職場環境づくりの推進

労働施策に関連する情報の提供

- ☑ 関係機関と連携して、働く人の基本的な権利や義務、各種制度等の理解促進に努め、適切な職場環境づくりの促進を図ります。

ワーク・ライフ・バランスの推進

- ☑ 育児と仕事の両立等の取り組みなどに関する周知を通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた機運の醸成を図ります。

関連する SDGs のゴール



参考(背景など)

条約など

ILO 宣言¹⁰¹(平 10)

国際労働機関加盟国は、労働における基本的原則及び権利(以下の5分野10条約)の尊重、促進、実現に向けた義務を負うこととしたものです。

暴力及びハラスメント条約¹⁰²(令 元)

労働における暴力とハラスメントは、人権侵害に該当するおそれがあることや、ディーセント・ワークと両立せず容認できないことなどが明記されています。

結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認

結社の自由及び団結権保護条約¹⁰³(昭 23)

労働者や使用者が団体を設立し加入する権利を持つことや、行政機関がこれらの権利の制限等を行ってはならないことを定めたものです。

団結権及び団体交渉権条約¹⁰⁴(昭 24)

労働組合に加入しないことや脱退を雇用条件とすること、組合員であることなどを理由とする差別待遇からの保護等を定めたものです。

強制労働の廃止

強制労働に関する条約(昭 5)

すべての強制労働の使用を、できる限り短い期間のうちに廃止することを定めたものです。

強制労働の廃止に関する条約(昭 32)

強制労働に関する条約を補強・補完するもので、政治的圧制等の手段などとしての強制労働を廃止することを定めたものです。

児童労働の撤廃

就業の最低年齢に関する条約¹⁰⁵(昭 48)

児童労働の廃止と若年労働者の労働条件の向上を目的としたものです。就業の最低年齢を義務教育終了年齢と決めました。

最悪の形態の児童労働条約¹⁰⁶(平 11)

18歳未満の児童による最悪の形態の児童労働の禁止と撤廃を確保するための即時の効果的な措置を求めるものです。

¹⁰¹ 労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言

¹⁰² 仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約(本指針策定時点で日本は未批准)

¹⁰³ 結社の自由及び団結権の保護に関する条約

¹⁰⁴ 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約

¹⁰⁵ 就業が認められるための最低年齢に関する条約

¹⁰⁶ 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約

雇用及び職業における差別の排除

同一報酬条約¹⁰⁷(昭 26)

同一価値の労働に対して、性別による区別を行うことなく、同等の報酬を支払わなければならないことを定めたものです。

差別待遇(雇用及び職業)条約¹⁰⁸(昭 33)

雇用と職業において、どのような差別待遇も行われてはならないことを定めたもので、人権保障条約としての性質を持つものです。

安全で健康的な労働環境

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約¹⁰⁹(昭 56)

労働環境に内在する危険を可能な限り最小にすることで、就業に起因・関連する事故や健康被害の防止を目的としたものです。

職業上の安全及び健康促進するための枠組みに関する条約(平 18)

予防的安全衛生文化の育成を促進するとともに、予防的な措置を通じて、より安全で健康的な作業環境を推進することを目的としたものです。

法律など

労働関係調整法(昭 21)

労働関係の公正な調整を図り、労働争議の予防や解決を図り、産業の平和を維持することを目的としたものです。

労働者災害補償保険法(昭 22)

労働者の業務災害や通勤災害に対して、必要な保険給付や社会復帰促進等事業などについて定めたものです。

労働基準法(昭 22)

賃金支払いの原則や労働時間の原則、時間外・休日労働、割増賃金、解雇予告など、労働条件に関する最低基準について定めたものです。

労働組合法(昭 24)¹¹⁰

憲法で保障する労働三権(団結権¹¹¹・団体交渉権¹¹²・団体行動権¹¹³)を具体的に保障するために定められたものです。

¹⁰⁷ 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約

¹⁰⁸ 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(本指針策定時点で日本は未批准)

¹⁰⁹ 本指針策定時点で日本は未批准

¹¹⁰ 昭和 20 年制定の労働組合法の全部改正により制定

¹¹¹ 労働者が労働組合を結成する権利

¹¹² 労働者が使用者(会社)と団体交渉する権利

¹¹³ 労働者が要求実現のために団体で行動する権利

最低賃金法(昭 34)

都道府県ごとに適用される地域別最低賃金と特定の産業について適用される特定最低賃金の最低限度を定めたものです。

労働者派遣法¹¹⁶(昭 60)

派遣労働者の保護を図るためのものです。平成30年の改正では、派遣労働者の同一労働同一賃金に向けた待遇確保が義務化されました。

高齢者雇用安定法¹¹⁴(昭 46)

定年の引き上げや継続雇用制度等による高齢者の安定した雇用の促進等を図り、職業の安定等を図ることを目的としたものです。

障害者雇用促進法¹¹⁷(昭 62)

障がい者の雇用義務や差別の禁止等について定め、障がい者の職業の安定を目的としています。

労働安全衛生法(昭 47)

危険防止基準の確立や責任体制の明確化等により、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を図るものです。

育児・介護休業法¹¹⁸(平 3)

職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置(方針等の周知・啓発や相談窓口の設置など)を義務付けています。

雇用保険法(昭 49)

労働者が失業した場合等における必要な給付や、育児休業をした場合における必要な給付等について定めたものです。

パートタイム・有期雇用労働法¹¹⁹(平 5)

正規職員とパートタイム労働者等との不合理な待遇格差の禁止など、パートや契約社員等として働く人の環境の改善を目的としたものです。

男女雇用機会均等法¹¹⁵(昭 60)

職場におけるセクシュアルハラスメントの防止措置(方針等の周知・啓発や相談窓口の設置等)を義務付けています。

労働契約法(平 19)

個別労働紛争の未然防止や労働者の保護を図るため、労働契約についての基本的なルールを明らかにしたものです。

¹¹⁴ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律

¹¹⁵ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(勤労婦人福祉法(昭和47年制定)の一部改正により制定され、平成9年の改正により現在の法律名となる)

¹¹⁶ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

¹¹⁷ 障害者の雇用の促進等に関する法律(身体障害者雇用促進法(昭和35年制定)の改正により制定)

¹¹⁸ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

¹¹⁹ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平 24)

子育てと就業の両立が困難など、ひとり親家庭の親が置かれている状況を踏まえ、ひとり親家庭の親の就業支援を目的としたものです。

過労死等防止対策推進法(平 26)

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることができる社会の実現を目的としたものです。

女性活躍推進法¹²⁰(平 27)

個性と能力の十分な発揮や職業生活と家庭生活の両立を基本原則とし、女性の職業生活における活躍を推進することが明記されています。

月間・週間・運動など

職場での安全と健康のための世界デー

時期:4月28日

労働安全衛生の重要性について注意喚起を行う国際デーです。労働安全衛生世界デーとも言います。

全国安全週間

時期:7月1日～7日

労働災害を防止するため、産業界の自主的な活動の推進と職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を図ります。

働き方改革関連法¹²¹(平 30)

新たに制定された法律ではなく、労働基準法等の既存の法律改正により、時間外労働時間の上限規制や年次有給休暇の取得義務化等を行うものです。

労働施策総合推進法¹²²(平 30年)

令和元年の改正により、職場におけるパワーハラスメントの防止措置(方針等の周知・啓発や相談窓口の設置等)が義務化されました。

過労死等防止啓発月間

時期:11月

過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、関心と理解を深めることを目的としたものです。

職場のハラスメント撲滅月間

時期:12月

ハラスメントのない職場環境をつくる機運を盛り上げるため、集中的な広報や啓発を行うものです。

¹²⁰ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

¹²¹ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

¹²² 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(雇用対策法(昭和41年制定)の改正により制定)

さまざまな人権

災害に起因する人権

現状や課題

正しい情報に基づく行動が必要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、甚大な人的・物的被害をもたらしました。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく偏見や差別が発生し、今なお懸念されています。

大規模災害発生時において、不確かな情報に基づく言動や、偏見や差別を助長する情報発信等は、重大な人権侵害になり得ます。正しい情報と冷静な判断に基づく行動が必要です。

避難所においてさまざまな人への配慮が必要

高齢者や障がい者、子ども、妊産婦、外国人等の要配慮者や女性等は、災害における影響が深刻化しやすい傾向にあります。

す。良好な避難生活環境に向けて、プライバシーを確保するほか、要配慮者や女性等に対する配慮が必要です。

避難所における性暴力やDVの防止が必要

国内における過去の災害において、DVや性暴力が発生していることが明らかになっています。性暴力は若年女性に限らず、高齢者や子ども、男性も被害に遭うことが分かっています。また、被災者間だけでなく、支援者から被災者へ、被災者から支援者への性暴力等もあります。災害時は被害者が相談すること自体困難な状況

にあることも少なくなく、被害についての声を上げられず、被害が潜在化する懸念があります。

そのため、性暴力やDVは人権侵害で決して許されるものではないという認識を共有するとともに、安心して安全な避難所となるよう、安全確保等の対策を行うことが必要です。

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

災害に起因する人権が大切にされる教育・啓発の推進

災害に起因する人権に対する理解 を深める啓発の推進

- ☑ 災害時におけるさまざまな人権侵害の発生防止や、災害避難時における配慮を要する人の人権が守られるよう、災害に起因する人権への理解を深める啓発を推進します。

多様な主体との連携・協働～共に手を取り合う体制の強化～ の視点

安心・安全な避難所環境に向けた取り組みの推進

人権に配慮した避難所運営の推進

- ☑ 高齢者、障がい者、子ども、妊産婦、外国人等の要配慮者や女性等に配慮した避難所運営に努めます。

参考(背景)など

法律

災害対策基本法(昭 36)

防災に関する基本理念や災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備や推進を目的としたものです。

月間・週間・運動など

防災の日／防災週間

時期:9月1日／8月30日～9月5日

災害についての基本認識を深めるとともに、災害に対する備えを充実強化し、災害の未然防止と被害の軽減に資することを目的としたものです。

関連する SDGs のゴール



犯罪被害者とその家族の人権

現状や課題

犯罪被害者やその家族の人権への配慮が必要

犯罪被害者等(犯罪被害に遭った人やその家族、遺族)は、犯罪そのものや後遺症により精神的・経済的に苦しんでいます。

また、これらに追い打ちを掛けるように興味本位のうわさや心無い中傷等により、

プライバシーの侵害や名誉が傷つけられるなどの二次的被害の問題も発生しており、犯罪被害者等の人権に配慮することが必要です。

犯罪被害者防止条例の制定

市では、犯罪被害者等の支援に関する施策により、犯罪被害者等の心に寄り添い、権利利益を保護し、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目的とした「羽島市犯罪被害者等支援条例」(平成30年)

を制定しました。関係機関等との役割分担を踏まえ、相互に連携を図り、犯罪被害者等支援に取り組んでいくことが必要です。



市民意識調査結果から

二次的被害を防止するための啓発が必要

市民意識調査の結果では、犯罪被害者等の人権に対する問題意識として、プライバシーの公表やうわさ等の二次的被害を

問題として捉えている人が多く、犯罪被害者等に対する二次的被害を防ぐための取り組みが求められています。

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

犯罪被害者等への配慮や人権を尊重する教育・啓発の推進

犯罪被害者等への理解を深める
啓発の推進

- ☑ 犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等に関する理解や共感を深める啓発を推進します。

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

犯罪被害者等に寄り添う相談・支援の充実

相談体制等の整備

- ☑ 犯罪被害者等に対する相談窓口を整備するほか、その他相談機関の周知や情報提供等を通じて、必要な相談・支援につなげます。

個々の事情に応じた適切な支援

- ☑ 犯罪被害者等が置かれている状況や事情を踏まえ、関係機関との役割分担や連携により、適切な支援に努めます。

参考(背景)など

法律

犯罪被害者等基本法(平 16)

犯罪被害者等のための施策を推進し、犯罪被害者等の権利利益を保護することを目的としたものです。

月間・週間・運動など

犯罪被害者週間

時期:11月25日～12月1日

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉等の重要性などについて、理解を深めることを目的としたものです。

関連する SDGs のゴール



刑を終えて出所した人の人権

現状や課題

地域社会の理解が必要

刑を終えて出所した人やその家族に対して、根強い偏見や差別が見られます。就職に際しての差別や住居の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。刑を

終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、地域社会等の理解と協力が必要です。

関係機関と連携した取り組みを推進

市では、関係機関と連携して、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くことや、犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことがないように、立ち直りを支援することを旨とする「社会を明るくする運動」

を推進しています。

引き続き、関係機関と連携・協力して、犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人の更生について理解促進を図ることが必要です。



市民意識調査結果から

偏見や差別を解消するための啓発が必要

市民意識調査の結果では、刑を終えて出所した人の人権に対する問題意識として、更生した人たちに対する誤った認識や偏見があることを問題として捉えている人

が多く、刑を終えて出所した人たちに対する偏見や差別を解消するための啓発が求められています。

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

刑を終えて出所した人の人権を尊重する教育・啓発の推進

刑を終えて出所した人への理解を
深める啓発の推進

- ☑ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別の解消を目指し、関係機関と連携して啓発の推進に努めます。

参考(背景)など

法律

再犯の防止等の推進に関する法律(平 28)

犯罪をした人たちの社会復帰の促進等により、再犯防止に関する施策の推進を目的としたものです。

月間・週間・運動など

再犯防止啓発月間

時期:7月

再犯の防止等の推進に関する法律に定められた月間で、広く再犯の防止等についての理解を深めることを目的としたものです。

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ 強調月間

時期:7月

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築くことなどを目的としたものです。

関連する SDGs のゴール



人身取引

現状や課題

人身取引は重大な人権侵害

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引(トラフィッキング)は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な

問題です。借金返済のための売春強要や恋愛感情を利用し他人との援助交際を強要するなどにも人身取引に該当します。

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

人身取引をなくすための教育・啓発の推進

人身取引に関する理解を深める 啓発の推進

- ☑ 人身取引をなくすため、市民の関心と理解を深めていくための啓発を推進します。

参考(背景)など

条約など	法律	月間・週間・運動など
人身取引議定書¹²³(平 12) 人身取引の防止、被害者の保護や援助、防止に向けた国家間の協力促進を目的としたものです。	刑法(明 40) 平成17年の改正により、新たに「人身売買罪」が新設されました。	人身取引反対世界デー 時期:7月30日 人身取引に関する問題を世界中に啓発することを目的とした国際デーです。

関連する SDGs のゴール



¹²³ 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する3つの議定書のうちの1つ)

北朝鮮当局による拉致問題

現状や課題

北朝鮮当局による日本人拉致は重大な人権侵害

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であり、重大な人権侵害です。日本人拉致をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、

国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題への理解と関心を深めていく必要があります。

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

北朝鮮当局による拉致問題を風化させない教育・啓発の推進

北朝鮮当局による拉致問題の 関心を高める啓発の推進

- 北朝鮮当局による拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、関心と理解を深める啓発を推進します。

参考(背景)など

法律

北朝鮮人権法¹²⁴(平 18)

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深め、国際社会と連携し、この問題への実態解明や抑止を図ることを目的としたものです。

月間・週間・運動など

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

時期:12月10日～16日

北朝鮮当局による人権侵害問題への関心と理解を深めることを目的としたものです。

関連する SDGs のゴール



¹²⁴ 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の対処に関する法律

アイヌの人々の人権

現状や課題

独自の豊かな文化を持つアイヌの人々

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、特に北海道の先住民族です。固有の言語である「アイヌ語」のほか、すべてのものに魂が宿る精神文化、伝統的な儀式や祭事、

「ユカㇿ」等の口承文芸、アイヌ古式舞踊やアイヌ文様など、独自の豊かな文化を持っています。

アイヌの人々の文化や現状への理解が必要

近世以降の伝統的なアイヌ文化の風習の禁止や日本語の習得を勧められるなどの同化政策等により、今日ではその文化の保存や伝承が十分に図られていない状況にあります。先住民族であるアイヌの

人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の歴史や文化、伝統、現状に関する理解を深め、偏見や差別を解消していく必要があります。



市民意識調査結果から

アイヌの人々に対する認識を高めることが必要

市民意識調査の結果では、アイヌの人々の人権に対する問題意識として、アイヌの人々に対して理解や認識が不十分であることを問題として捉えている人が

多く、また、「分からない」も一定の割合を占めていることから、アイヌの人々に対する認識を高めていく取り組みが求められています。

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

アイヌの人々に対する理解を深める教育・啓発の推進

アイヌ文化等への理解促進

- ☑ アイヌの人々の歴史や文化等に対する理解や関心を深め、偏見や差別を解消するための啓発を推進します。

アイヌに関する学習の推進

- ☑ 学校教育における歴史学習等を通じて、アイヌの歴史や文化等について触れていきます。

参考(背景)など

条約など

先住民族の権利に関する国際連合宣言(平 19)

文化、アイデンティティ、言語、雇用、健康、教育に対する権利を含め、先住民の個人及び集団の権利を規定したものです。

法律など

アイヌ施策推進法¹²⁵(平 31)

アイヌの人々は先住民族である旨が明記され、アイヌの人々が民族としての誇りを持ち生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものです。従来のアイヌ文化振興法¹²⁶に代わる法律で、アイヌ文化の振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興等の施策を総合的に推進するものです。

月間・週間・運動など

世界の先住民の国際デー

時期:8月9日

先住民の権利の推進と保護を支持する国際連合の姿勢を示すために定められた国際デーです。

関連する SDGs のゴール



¹²⁵ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

¹²⁶ アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成9年成立・令和元年廃止)

ホームレスの人権

現状や課題

ホームレスへの嫌がらせや暴行などの人権問題が発生

企業の倒産や失業、病気や人間関係など、さまざまな要因により、自立の意思がありながら、公園や河川等で野宿生活を送っているホームレスがいます。

ホームレスの自立を図るためのさまざまな取り組みが行われている一方、ホー

ムレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題が発生しています。

ホームレスと近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、ホームレスの人権の擁護を推進していく必要があります。



市民意識調査結果から

ホームレス自立支援やホームレスへの理解促進が必要

市民意識調査の結果では、ホームレスの人権に対する問題意識として、経済的な自立やホームレスへの嫌がらせや偏見

等を問題として捉えている人が多く、ホームレスの自立支援やホームレスへの理解促進を図る取り組みが求められています。

施策の方向性

人権教育・啓発の推進～互いに認め共に支え合う心の育成～ の視点

ホームレスの人権を尊重する教育・啓発の推進

ホームレスへの理解を深める啓発の推進

- ☑ ホームレスへの偏見や差別の解消に向けて、ホームレスへの理解を深める啓発を推進します。

相談・支援の充実～一人ひとりの安心を守る体制の整備～ の視点

ホームレスの自立を支える相談・支援の充実

的確な相談・支援の実施

- ☑ 相談者の状況を踏まえ、生活相談や指導等の必要な支援に努めます。

参考(背景)など

法律

生活保護法(昭 25)

生活困窮者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立の助長を目的としたものです。

生活困窮者自立支援法(平 25)

生活困窮者に対する自立支援に関する取り組みを推進し、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としたものです。

ホームレス自立支援法¹²⁷(平 14)

ホームレスの自立支援やホームレスにならないための生活上の支援を推進し、ホームレスに関する問題の解決を目的としたものです。

関連する SDGs のゴール



¹²⁷ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

第4章 施策の推進にあたって

1 推進体制

人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、市内の関係課で構成する「羽島市人権施策推進連絡会」をはじめ、全市的な取り組みを推進します。また、国や県、関係機関、関係団体、家庭、学校、地域、事業所等と連携を図り、関連施策の推進に努めます。

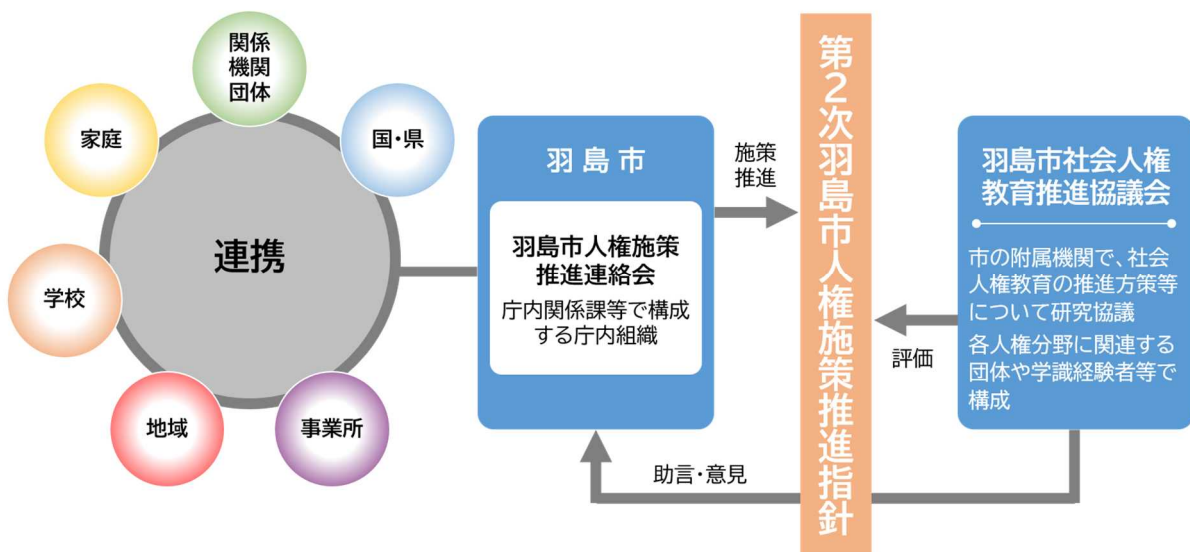
また、行政職員や教職員、消防職員、医療・福祉関係職員など、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者への、資質向上のための研修を実施し、人権施策の一層の推進を図ります。

2 進行管理

本指針の進行管理については、「羽島市社会人権教育推進協議会」において、事業の実施状況やその効果等について定

期的に評価を行うとともに、助言や意見を施策に反映します。

第2次羽島市人権施策推進指針の推進体制及び進行管理



第2次羽島市人権施策推進指針
令和 年 月

発行:羽島市

編集:羽島市市民協働部生涯学習課

〒501-6292

羽島市竹鼻町 55 番地

電話:058-392-1111